

令和4年12月16日提出

令和4年第4回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第149号

令和4年12月9日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

鈴木 成 夫

令和4年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第63号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

議案第64号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

議案第65号 令和4年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

議案第66号 令和4年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第67号 小金井市個人情報保護条例

議案第68号 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第69号 損害賠償の額を定め、和解することについて

議案第70号 損害賠償の額を定め、和解することについて

その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

議 長 報 告

1 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 友好都市三宅村友好交流視察

- | | |
|-------|--|
| ア 目 的 | 第23回三宅島産業祭に出席するとともに友好都市である三宅村との交流を深めるため |
| イ 場 所 | 東京都三宅村 |
| ウ 期 日 | 令和4年11月18日（金）から令和4年11月20日（日） |
| エ 議 員 | 鈴木成夫議長、清水がく議員、五十嵐京子議員、沖浦あつし議員、村山ひでき議員、宮下誠議員、古畑俊男議員、坂井えつ子議員 |

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 湯沢綾子議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 宮下誠議員 森戸よう子議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 沖浦あつし議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 清水がく議員 水谷たかこ議員 村山ひでき議員 渡辺ふき子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和4年8月12日から令和4年11月25日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和4年11月16日（水） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年11月16日（水） 令和4年第2回定例会

行政報告3件及び議案3件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 令和4年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和3年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第7号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第8号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと
決定した。

議案第9号 令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年11月21日（月） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年11月21日（月） 令和4年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第3号 令和3年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第4号 令和4年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1回）
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年10月28日（金） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年10月28日（金） 令和4年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第5号 令和3年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年11月11日（金） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年11月11日（金） 令和4年第2回定例会

議案2件を審議した。

第9号議案 令和4年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第10号認定 令和3年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年10月20日（木） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年10月20日（木） 令和4年第2回定例会

議案3件を審議した。

第1号報告 令和3年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

慎重審議の結果、報告のとおり承認することと決定した。

第1号認定 令和3年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第8号議案 東京都六市競艇事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和4年11月10日（木） 令和4年第2回定例会

2 会議の概要

令和4年11月10日（木） 令和4年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第5号 令和3年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第63号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第10回)

令和4年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,169,728千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 諸 収 入		千円 204,253	千円 6,273	千円 210,526
	4 雑 入	153,721	6,273	159,994
歳 入 合 計		52,163,455	6,273	52,169,728

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 4,278,339	千円 2,898	千円 4,281,237
	4 都 市 計 画 費	3,158,989	2,898	3,161,887
10 教 育 費		4,007,451	3,375	4,010,826
	1 教 育 総 務 費	804,063	3,375	807,438
歳 出 合 計		52,163,455	6,273	52,169,728

議案第63号資料

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 10 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		千円 204,253	千円 6,273	千円 210,526
	4 雑 入	153,721	6,273	159,994
歳 入 合 計		52,163,455	6,273	52,169,728

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		千円 4,278,339	千円 2,898	千円 4,281,237
	4 都 市 計 画 費	3,158,989	2,898	3,161,887
10 教 育 費		4,007,451	3,375	4,010,826
	1 教 育 総 務 費	804,063	3,375	807,438
歳 出 合 計		52,163,455	6,273	52,169,728

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		2,898	
		2,898	
		3,375	
		3,375	
		6,273	

2 歳 入

款 21 諸 収 入

項 4 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 132,053	千円 6,273	千円 138,326	1 雑 入	千円 6,273

説	明	千円
9 賠償責任保険金	()	6,273
学校事故に係る賠償責任保険金 (学務課)	()	3,375
緑地事故に係る賠償責任保険金 (環境政策課)	()	2,898

3 歳 出

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	191,262	2,898	194,160			2,898
						2,898

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	21 補償補填及び賠償金	2,898	4 緑地等維持管理に要する経費 (環 境 政 策 課) 2,898
			21 補償補填及び賠償金 (2,898) 緑地事故に係る損害賠償金 2,898

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	493,988	3,375	497,363			3,375
						3,375

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	21 補償補填及び賠償金	3,375	4 学校災害に要する経費 (学 務 課) 3,375
			21 補償補填及び賠償金 (3,375) 学校事故に係る損害賠償金 3,375

議案第64号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第11回)

令和4年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ971,777千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,141,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和4年12月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		12,432,084	98,753	12,530,837
	1 国庫負担金	7,771,348	59,997	7,831,345
	2 国庫補助金	4,632,655	38,756	4,671,411
16 都支出金		7,634,731	99,222	7,733,953
	1 都負担金	2,577,448	28,816	2,606,264
	2 都補助金	4,504,008	71,417	4,575,425
	3 委託金	553,275	△1,011	552,264
17 財産収入		20,274	2	20,276
	1 財産運用収入	7,013	2	7,015
19 繰入金		2,330,226	773,800	3,104,026
	1 基金繰入金	2,326,899	773,800	3,100,699
歳入合計		52,169,728	971,777	53,141,505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,992,597	千円 35,446	千円 5,028,043
	1 総 務 管 理 費	3,944,197	30,318	3,974,515
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	291,593	5,128	296,721
3 民 生 費		26,741,065	740,094	27,481,159
	1 社 会 福 祉 費	9,427,222	167,738	9,594,960
	2 児 童 福 祉 費	13,478,598	467,656	13,946,254
	3 生 活 保 護 費	3,808,430	104,700	3,913,130
4 衛 生 費		6,800,787	44,884	6,845,671
	1 保 健 衛 生 費	3,417,197	38,472	3,455,669
	2 清 掃 費	3,383,590	6,412	3,390,002
8 土 木 費		4,281,237	3,811	4,285,048
	4 都 市 計 画 費	3,161,887	3,811	3,165,698
10 教 育 費		4,010,826	146,273	4,157,099
	2 小 学 校 費	1,327,004	136,169	1,463,173
	3 中 学 校 費	646,173	8,862	655,035
	4 社 会 教 育 費	745,159	703	745,862
	5 保 健 体 育 費	485,052	539	485,591
13 予 備 費		112,069	1,269	113,338
	1 予 備 費	112,069	1,269	113,338
歳 出 合 計		52,169,728	971,777	53,141,505

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	三楽公園整備事業	千円 40,021

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限度額
生活保護システム移行データ作成委託料	令和4年度 ～令和5年度	9,900千円
母子父子貸付金システム移行データ作成委託料	令和4年度 ～令和5年度	5,518千円
児童相談システム移行データ作成委託料	令和4年度 ～令和5年度	6,455千円
第一小学校校舎改築等設計委託料	令和5年度 ～令和6年度	170,170千円
東小学校増築校舎等借上料	令和4年度 ～令和15年度	689,040千円

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
自殺対策計画策定支援委託料	令和5年度	1,349千円	令和4年度 ～令和5年度	3,371千円

議案第64号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 1 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 12,432,084	千円 98,753	千円 12,530,837
	1 国庫負担金	7,771,348	59,997	7,831,345
	2 国庫補助金	4,632,655	38,756	4,671,411
16 都支出金		7,634,731	99,222	7,733,953
	1 都負担金	2,577,448	28,816	2,606,264
	2 都補助金	4,504,008	71,417	4,575,425
	3 委託金	553,275	△1,011	552,264
17 財産収入		20,274	2	20,276
	1 財産運用収入	7,013	2	7,015
19 繰入金		2,330,226	773,800	3,104,026
	1 基金繰入金	2,326,899	773,800	3,100,699
歳入合計		52,169,728	971,777	53,141,505

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,992,597	千円 35,446	千円 5,028,043
	1 総 務 管 理 費	3,944,197	30,318	3,974,515
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	291,593	5,128	296,721
3 民 生 費		26,741,065	740,094	27,481,159
	1 社 会 福 祉 費	9,427,222	167,738	9,594,960
	2 児 童 福 祉 費	13,478,598	467,656	13,946,254
	3 生 活 保 護 費	3,808,430	104,700	3,913,130
4 衛 生 費		6,800,787	44,884	6,845,671
	1 保 健 衛 生 費	3,417,197	38,472	3,455,669
	2 清 掃 費	3,383,590	6,412	3,390,002
8 土 木 費		4,281,237	3,811	4,285,048
	4 都 市 計 画 費	3,161,887	3,811	3,165,698
10 教 育 費		4,010,826	146,273	4,157,099
	2 小 学 校 費	1,327,004	136,169	1,463,173
	3 中 学 校 費	646,173	8,862	655,035
	4 社 会 教 育 費	745,159	703	745,862
	5 保 健 体 育 費	485,052	539	485,591
13 予 備 費		112,069	1,269	113,338
	1 予 備 費	112,069	1,269	113,338
歳 出 合 計		52,169,728	971,777	53,141,505

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 13,462	千円	千円	千円 21,984
8,334			21,984
5,128			
175,305		3,800	560,989
68,443			99,295
106,862		3,800	356,994
			104,700
9,208		2	35,674
9,208		2	29,262
			6,412
			3,811
			3,811
			146,273
			136,169
			8,862
			703
			539
			1,269
			1,269
197,975		3,802	770,000

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 7,408,984	千円 55,704	千円 7,464,688	1 社会福祉費負担金	千円 37,642
				2 児童福祉費負担金	15,698
				5 特別障害者手当等負担金	2,364
2 衛生費国庫負担金	362,364	4,293	366,657	1 保健衛生費負担金	4,293

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 39,962	千円 8,649	千円 48,611	1 総務管理費補助金	千円 8,649
2 民生費国庫補助金	1,791,163	27,338	1,818,501	1 社会福祉費補助金	911
				2 児童福祉費補助金	26,427

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	37,642
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	15,698
1 特別障害者手当等負担金 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条) 負担率 3/4	(自立生活支援課)	2,364
1 未熟児養育医療費等負担金 (未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱) 負担率 1/2	(健康課)	4,293

説	明	千円
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(医療扶助オンライン資格 確認導入分) 補助率 10/10	(地域福祉課)	3,521
5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍情報システム改修分) (社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍事務へのマイナンバー 制度導入に係るものに限る。)交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	5,128
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	473
5 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(事務費分) (新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(新型コロナウイ ルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業(事務費分)交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	438
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	4,750

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円	千円	千円		千円
3 衛生費国庫補助金	1,507,818	2,769	1,510,587	1 保健衛生費補助金	2,769

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 2,575,636	千円 26,670	千円 2,602,306	1 社会福祉費負担金	千円 18,821
				2 児童福祉費負担金	7,849
2 衛生費都負担金	1,812	2,146	3,958	1 保健衛生費負担金	2,146

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,488,072	千円 71,417	千円 2,559,489	1 社会福祉費補助金	千円 10,046

説	明	千円
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保 育 課)	21,677
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	2,769

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	18,821
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	7,849
2 未熟児養育医療費等負担金 (東京都未熟児養育医療事業負担金交付要綱) 負担率 1/4	(健 康 課)	2,146

説	明	千円
6 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 補助率 1/4	(自立生活支援課)	236
20 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金 (障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金交付要綱) 補助率 10/10	(自立生活支援課)	9,480

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費補助金	61,371

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費委託金	千円 17,557	△ 1,011	千円 16,546	2 障害福祉費委託金	△ 1,011

説	明	千円
21 福祉・介護職員処遇改善事業補助金 (福祉・介護職員処遇改善事業補助要綱) 補助率 10/10	(自立生活支援課)	330
2 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (東京都ひとり親家庭等医療費助成事業補助要綱) 補助率 2/3	(子育て支援課)	1,758
6 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (東京都義務教育就学児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	9,294
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	1,560
14 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	4,750
15 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 (東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱) 補助率 3/4、1/4	(保育課)	5,539
26 高校生等医療費助成事業準備経費補助金 (東京都高校生等医療費助成事業準備経費補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	6,156
27 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 (私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保育課)	1,700
28 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 (保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	29,831
29 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金 (新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱) 補助率 1/2	(保育課)	783

説	明	千円
8 東京都地域自殺対策強化交付金 (東京都地域自殺対策強化交付金交付要綱)	(健康課)	△ 1,011

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 3,314	千円 2	千円 3,316	1 利子及び配当金	千円 2

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,500,000	千円 770,000	千円 2,270,000	1 財政調整基金繰入金	千円 770,000
6 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	408,472	3,800	412,272	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	3,800

説	明	千円
12	新型コロナウイルス感染症対策基金利子 (健康課)	2

説	明	千円
1	財政調整基金繰入金 (財政課)	770,000
1	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 (健康課)	3,800

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,465,774	15,742	1,481,516			
2 文書管理費	705,080	9,526	714,606	8,334		
				8,334		
9 市民施設費	94,911	5,050	99,961			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
15,742			
15,742	10 需用費 6 光熱水費	15,742 15,742	9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 15,742
			10 需 用 費 (15,742) 光 熱 水 費 15,742
1,192			
1,192	12 委託料	8,203	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 9,526
	17 備品購入費	1,323	12 委 託 料 (8,203) 基幹系システム修正委託料 (介護保険制度 改正対応分) 357 基幹系システム修正委託料 (個人住民税制 度改正対応分) 817 基幹系システム修正委託料 (高校生等医療 費助成制度対応分) 4,483 基幹系システム修正委託料 (障害福祉サー ビス等報酬改定対応分) 330 医療扶助オンライン資格確認ネットワーク 構築委託料 2,198 医療扶助オンライン資格確認ネットワーク 機器等保守委託料 18 17 備品購入費 (1,323) 一般機器類 1,323
5,050			
4,447	10 需用費 6 光熱水費	5,050 5,050	2 集会施設の維持管理に要する 経費 (コミュニティ文) 4,447
			10 需 用 費 (4,447) 光 熱 水 費 4,447
461			4 東小金井駅開設記念会館の維 持管理に要する経費 (コミュニティ文) 461
			10 需 用 費 (461) 光 熱 水 費 461
142			5 前原暫定集会施設の維持管理 に要する経費 (コミュニティ文) 142
			10 需 用 費 (142) 光 熱 水 費 142

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	291,593	5,128	296,721	5,128		
				5,128		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	4,862	
	17 備品購入費	266	
			2 戸籍事務に要する経費 (市 民 課) 5,128
			12 委 託 料 (4,862)
			戸籍情報システム修正委託料 (社会保障・ 税番号制度対応分)
			17 備品購入費 (266)
			一般機器類 266

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,195,917	26,906	1,222,823	1,791		
				2,364		
				△ 1,011		
				438		
2 障害者福祉費	2,375,330	135,347	2,510,677	66,652		
				709		
				9,842		
				46,621		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
25,115			
789	12 委託料	△ 1,585	9 特別障害者手当等支給に要する経費 (自立生活支援課) 3,153
	19 扶助費	9,957	19 扶 助 費 (3,153) 特別障害者手当 3,153
6,804	22 償還金利息及び割引料	18,534	11 難病者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) 6,804
			19 扶 助 費 (6,804) 難病者福祉手当 6,804
△ 1,012			25 自殺対策強化事業に要する経費 (健康課) △ 2,023
			12 委 託 料 (△ 2,023) 自殺対策計画策定支援委託料 △ 2,023
			28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) 438
			12 委 託 料 (438) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託料 438
18,534			35 返還金・還付金 () 18,534
			(1) 地域福祉課関係経費 6,193
			22 償還金利息及び割引料 (6,193) 令和3年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金 5,893
			令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 300
			(2) 自立生活支援課関係経費 12,341
			22 償還金利息及び割引料 (12,341) 令和3年度障害者医療費国庫負担金返還金 8,620
			令和3年度障害者医療費都負担金返還金 3,721
68,695			
237	12 委託料	1,011	17 地域生活支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 946
	18 負担金補助及び交付金	9,480	12 委 託 料 (946) 重度身体障害者訪問入浴委託料 946
3,281	19 扶助費	75,285	22 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 13,123
	22 償還金利息及び割引料	49,571	19 扶 助 費 (13,123) 介護給付費 13,123
15,541			23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 62,162
			19 扶 助 費 (62,162)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				9,480		
4 高齢者福祉費	604,032	5,240	609,272			
6 福祉共同作業所費	38,997	245	39,242			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
65			訓練等給付費 62,162
			24 介護給付費・訓練等給付費事務に要する経費 (自立生活支援課) 65
			12 委託料 (65) 給付費支払事務委託料 65
			32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費 (自立生活支援課) 9,480
			18 負担金補助及び交付金 (9,480) 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金 9,480
49,571			35 返還金・還付金 (自立生活支援課) 49,571
			22 償還金利子及び割引料 (49,571) 令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 24,086 令和3年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 12,565 令和3年度地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 237 令和3年度地域生活支援事業費等都補助金返還金 118 令和3年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 12,565
5,240			
5,240	22 償還金利子及び割引料	5,240	46 返還金・還付金 (介護福祉課) 5,240
			22 償還金利子及び割引料 (5,240) 令和3年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 3 令和3年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 12 令和3年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,579 令和3年度人生100年時代セカンドライフ応援事業都補助金返還金 87 令和3年度新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業都補助金返還金 559
245			
245	10 需用費 6 光熱水費	245 245	2 福祉共同作業所維持管理に要する経費 (自立生活支援課) 245
			10 需用費 (245) 光熱水費 245

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,162,146	459,854	7,622,000	105,104		3,800
				9,294		
				23,547		
				13,066		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
350,950			
13,421	1 報酬	968	15 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 22,715
7,893	10 需用費	258	12 委託料 (452) 審査支払事務委託料 452 19 扶助費 (22,263) 医療費 22,263
	1 消耗品費	74	
	5 印刷製本費	184	
7,200	11 役務費	447	19 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 31,440
	1 郵便料	447	
7,200	12 委託料	496	12 委託料 (44) 給付費支払事務委託料 44 19 扶助費 (31,396) 障害児通所給付費 31,396
	18 負担金補助及び交付金	83,805	
	19 扶助費	53,659	
2,177	22 償還金利子及び割引料	320,221	22 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) 7,200
			18 負担金補助及び交付金 (7,200) 私立幼稚園等補助金 7,200
320,221			25 保育従事職員宿舍借上支援事業に要する経費 (保 育 課) 15,243
			18 負担金補助及び交付金 (15,243) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金 15,243
			26 返還金・還付金 () 320,221
			(1) 保育課関係経費 264,210
			22 償還金利子及び割引料 (264,210)
			令和3年度保育所運営費国庫負担金返還金 47,538
			令和3年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 20,956
			令和3年度子育てのための施設等利用給付国庫負担金返還金 34,834
			令和3年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 35,831
			令和3年度保育所運営費都負担金返還金 27,645
			令和3年度子育てのための施設等利用給付都負担金返還金 15,520
			令和3年度幼児教育・保育無償化実施事業費都補助金返還金 9,045
			令和3年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 29,596
			令和3年度保育所等賃借料都補助金返還金 13,871
			令和3年度保育従事職員宿舍借上支援事業費都補助金返還金 1,314
			令和3年度認証保育所運営費等都補助金返還金 2,591
			令和3年度定期利用保育事業費都補助金返還金 1,708
			令和3年度保育所等におけるICT化推進事業費都補助金返還金 2,508

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
				57,524		3,800
				1,673		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和3年度保育サービス推進事業都補助金 返還金 15,454 令和3年度保育力強化事業都補助金返還金 1,468 令和3年度私立幼稚園等園児保護者負担軽 減事業費都補助金返還金 32 令和3年度幼稚園型一時預かり事業運営費 等都補助金返還金 104 令和3年度認可外保育施設利用支援事業都 補助金返還金 626 令和3年度保育所等利用多子世帯負担軽減 事業費都補助金返還金 2,004 令和3年度新型コロナウイルス感染症によ る保育施設臨時休園等支援事業都補助金返 還金 576 令和3年度保育従事職員等処遇改善事業都 補助金返還金 989 (2) 子育て支援課関係経費 39,029 22 償還金利子及び割引料 (39,029) 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分事業費) 国庫交付金返還 金 5,400 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分事務費) 国庫交付金返還 金 179 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分事業費) 国庫交付金返還金 26,300 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分事務費) 国庫交付金返還金 7,150 (3) 自立生活支援課関係経費 16,982 22 償還金利子及び割引料 (16,982) 令和3年度障害児通所給付費国庫負担金返 還金 11,321 令和3年度障害児通所給付費都負担金返還 金 5,661 32 新型コロナウイルス感染症対 策に要する経費 () 61,362 (1) 保育課関係経費 61,362 18 負担金補助及び交付金 (61,362) 保育施設運営事業者事業継続支援金 13,845 民間保育所等の感染症対策事業補助金 42,550 私立幼稚園等の感染症対策事業補助金 3,400 新型コロナウイルス感染症による保育施設 等の臨時休園等に対する支援事業補助金 1,567 33 高校生等医療費助成事業に要 する経費 (子育て支援課) 1,673 1 報 酬 (968) 高校生等医療費助成補助業務会計年度任用 職員報酬 968 10 需 用 費 (258) 消耗品費 74 印刷製本費 184 11 役 務 費 (447)
38			

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
3 児童福祉施設費	48,199	551	48,750			
4 保育園費	1,141,892	1,488	1,143,380			
5 学童保育所費	406,931	3,126	410,057			
6 ひとり親福祉費	41,206	2,637	43,843	1,758		
				1,758		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			郵便料 447
551			
551	10 需用費 6 光熱水費	551 551	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) 551 10 需用費 (551) 光熱水費 551
1,488			
1,488	10 需用費 8 光熱水費	1,488 1,488	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 1,488 10 需用費 (1,488) 光熱水費 1,488
3,126			
3,126	10 需用費 6 光熱水費	3,044 3,044	1 学童保育所維持管理に要する 経費 (児童青少年課) 3,126 10 需用費 (3,044) 光熱水費 3,044 11 役務費 (82) 電話料 82
879			
879	19 扶助費	2,637	3 ひとり親家庭等医療費助成事 業に要する経費 (子育て支援課) 2,637 19 扶助費 (2,637) 医療費 2,637

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	194,488	104,700	299,188			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
104,700				
104,700	22 償還金利子及び割引料	104,700	3 返還金・還付金 (地域福祉課)	104,700
			22 償還金利子及び割引料 (104,700)
			令和3年度生活保護費等国庫負担金返還金	94,565
			令和3年度生活保護費等都負担金返還金	10,135

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	854,719	36,731	891,450	9,208		
				2,769		
				6,439		
5 環境対策費	36,672	1,739	38,411			
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	131,161	2	131,163			2
						2

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
27,523			
2,770	10 需用費 6 光熱水費	5,370 5,370	3 小金井市保健センターの維持 管理に要する経費 (健 康 課) 5,539
	11 役務費 2 電話料	169 169	10 需 用 費 (5,370) 光 熱 水 費 5,370 11 役 務 費 (169) 電 話 料 169
2,146	19 扶助費	8,585	
	22 償還金利子及び割引料	22,607	30 未熟児養育医療に要する経費 (健 康 課) 8,585
			19 扶 助 費 (8,585) 養育医療費 8,585
22,607			34 返還金・還付金 (健 康 課) 22,607
			22 償還金利子及び割引料 (22,607) 令和3年度医療保健政策区市町村包括補助 事業都補助金返還金 10,663 令和3年度とうきょうママパパ応援事業都 補助金返還金 9,303 令和3年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接 種都補助金返還金 1,278 令和3年度母子保健衛生費国庫補助金返還 金 1,363
1,739			
1,700	18 負担金補助及び交付金	1,700	3 環境対策事務に要する経費 (環 境 政 策 課) 1,700
	22 償還金利子及び割引料	39	18 負担金補助及び交付金 (1,700) 次世代自動車普及促進補助金 1,700
39			6 返還金・還付金 (環 境 政 策 課) 39
			22 償還金利子及び割引料 (39) 令和3年度区市町村との連携による地域環 境力活性化事業都補助金返還金 39
	24 積立金	2	1 新型コロナウイルス感染症対 策基金積立金 (健 康 課) 2
			24 積 立 金 (2) 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (積立利子) 2

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,927,769	6,412	2,934,181			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,412			
6,412	12 委託料	6,412	1 塵芥収集に要する経費 () 6,412
			(1) 可燃、不燃ごみ収集に要する経費 (ごみ 対策課) 6,412
			12 委 託 料 (6,412
			家庭系一般廃棄物収集袋作製等管理委託料 6,412

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	194,160	3,811	197,971			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,811			
3,811	12 委託料	3,811	6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) 3,811
			12 委託料 (3,811)
			三楽公園埋蔵文化財発掘調査委託料 3,811

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	598,948	18,051	616,999			
2 教育振興費	235,754	1,089	236,843			
4 学校建設費	192,076	117,029	309,105			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
18,051				
18,051	10 需用費 6 光熱水費	12,206 12,206	2 学校運営に要する経費 ()	18,051
	12 委託料	752	(2) 学務課関係経費	18,051
	17 備品購入費	5,093	10 需用費 光熱水費	(12,206)
			12 委託料 粗大ごみ収集運搬処理委託料	(752) 752
			17 備品購入費 学校管理備品	(5,093) 5,093
1,089				
1,089	12 委託料	1,089	1 教育振興に要する経費 (学 務 課)	1,089
			12 委託料 教育用ネットワーク構築委託料	(1,089) 1,089
117,029				
72,930	10 需用費 10 修繕料	44,099 44,099	1 学校施設整備に要する経費 (庶 務 課)	72,930
	12 委託料	72,930	12 委託料 第一小学校校舎改築等設計委託料	(72,930) 72,930
44,099			2 学校施設維持管理に要する経費 (庶 務 課)	44,099
			10 需用費 修繕料	(44,099) 44,099

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	281,165	5,614	286,779			
4 学校建設費	42,854	3,248	46,102			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,614			
5,614	10 需用費 6 光熱水費	3,762 3,762	2 学校運営に要する経費 () 5,614
	17 備品購入費	1,852	(2) 学務課関係経費 5,614
			10 需用費 (3,762)
			光熱水費 3,762
			17 備品購入費 (1,852)
			学校管理備品 1,852
3,248			
3,248	10 需用費 10 修繕料	3,248 3,248	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶務課) 3,248
			10 需用費 (3,248)
			修繕料 3,248

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 文化財保護費	11,056	703	11,759			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
703				
703	10 需用費 6 光熱水費	703 703	3 文化財センター維持管理に要 する経費 (生涯学習課)	703
			10 需用費 光熱水費	(703) 703

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	407,468	539	408,007			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
539				
318	10 需用費 6 光熱水費	539 539	1 上水公園運動施設等維持管理 に要する経費	(生涯学習課) 318
			10 需用費 光熱水費	(318) 318
221			3 小金井市テニスコート場維持 管理に要する経費	(生涯学習課) 221
			10 需用費 光熱水費	(221) 221

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	112,069	1,269	113,338			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 1,269		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,444	1,000,980	2,267,817	2,216,919	5,485,716	1,009,560	6,495,276	
補正前	(6) 1,442	1,000,012	2,267,817	2,216,919	5,484,748	1,009,560	6,494,308	
比 較	() 2	968			968		968	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	357,543	49,848	61,419	48,798		239,468
	補正前	357,543	49,848	61,419	48,798		239,468
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		14,940	272,880	685,001	487,022	2,216,919
	補正前		14,940	272,880	685,001	487,022	2,216,919
	比 較						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

事項	限度額	令和3年度末までの 支出(見込)額		令和4年度以降の 支出予定額	左の財源内訳			
		期間	金額		特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
生活保護システム移行データ作成委託料	9,900			9,900				9,900
母子父子貸付金システム移行データ作成委託料	5,518			5,518				5,518
児童相談システム移行データ作成委託料	6,455			6,455				6,455
第一小学校校舎改築等設計委託料	170,170			170,170				170,170
東小学校増築校舎等借上料	689,040			689,040				689,040

(単位:千円)

変更

事項	限度額	令和3年度末までの 支出(見込)額		令和4年度以降の 支出予定額	左の財源内訳			
		期間	金額		特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
自殺対策計画策定支援委託料	1,349			1,349	674			675
補正前 補正後	3,371			3,371	1,685			1,686

(単位:千円)

議案第64号資料2

令和4年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和3年度末現在高(A)	令和4年度当初予算(B)	第6回	第11回	状況	補正額		令和4年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)	
								正額(C)	積立予定額(D)		
1	財政調整基金	元金 利子 計	7,164,196	84 84	780,000 780,000			780,000 780,000	84 3・8・9・11補正 計	1,200,000 1,070,000 2,270,000	5,674,280
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1					1 1		9,419
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,640,098	45 45					45 45		2,640,143
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計			100,000 100,000			100,000 100,000	当 補正 計		100,000
5	地域福祉基金	元金 利子 計	957,525	34 34	997 997			997 997	997 34 1,031	1,360 1,360	957,196
6	新型コロナウイルス対策基金	元金 利子 計	368,676	2 2	131,159 131,159	2 2		131,159 131,161	4 1・3・6・7・11補正 計	66,000 346,272 412,272	87,567
7	環境基金	元金 利子 計	1,188,064	200,000 29 200,029	903 903			903 903	当 5補正 計	315,000 42,130 357,130	1,031,866
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1					1 1		3,030
9	みどり公園基金	元金 利子 計	109,971	1 1	899 899			899 899	899 1 900	5,000 5,000	105,871
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	60,879	3,232 2 3,234					3,232 2 3,234	24,937 24,937	39,176
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	152,306	27,981 2 27,983	2,993 2,993			2,993 2,993	30,974 2 30,976	30,000 30,000	153,282
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1					1 1		66
合	計	元金 利子 計	12,654,227	231,213 202 231,415	1,016,951 0 1,016,951	0 2 2		1,016,951 2 1,016,953	1,248,164 204 1,248,368	1,642,297 1,458,402 3,100,699	10,801,896

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳				
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等	
地域福祉課	3	1	1	28	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務委託料	438	438	0	0	0	
自立生活支援課	3	1	2	32	障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金	9,480	0	9,480	0	0	
保育課	3	2	1	32	1	保育施設運営事業者事業継続支援金	13,845	0	31,391	0	△ 17,546
保育課	3	2	1	32	1	民間保育所等の感染症対策事業補助金	42,550	18,900	4,750	0	18,900
保育課	3	2	1	32	1	私立幼稚園等の感染症対策事業補助金	3,400	0	1,700	0	1,700
保育課	3	2	1	32	1	新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金	1,567	0	783	0	784
健康課	4	1	6	1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立利子)	2	0	0	2	0	
合計						71,282	19,338	48,104	2	3,838	

※ 一般財源等には、基金繰入金を含んでいる。

光熱水費一覧

(単位：千円、倍)

課名	款	項目	事業	事業名	節	細節	細々節	細々節	細々節	令和3年度		令和4年度		補正前予算対比 (D) / (B)	前年度決算対比 (D) / (A)	
										決算額 (A)	補正前予算額 (B)	補正額 (C)	補正後予算額 (D)			
管財課	2	1	1	9	庁舎維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	26,986	24,903	15,742	40,645	1.63	1.51	
コミュニティ文化課	2	1	9	2	集会施設の維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	4,538	4,246	2,155	6,401	1.51	1.41	
コミュニティ文化課	2	1	9	2	集会施設の維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費(都市ガス料金)	1,745	1,681	1,668	3,349	1.99	1.92	
コミュニティ文化課	2	1	9	2	集会施設の維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	1,202	1,064	624	1,688	1.59	1.40	
コミュニティ文化課	2	1	9	4	東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	666	658	216	874	1.33	1.31	
コミュニティ文化課	2	1	9	4	東小金井駅開設記念会館の維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費(都市ガス料金)	361	334	245	579	1.73	1.60	
コミュニティ文化課	2	1	9	5	前原暫定集会施設の維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	117	43	142	185	4.30	1.58	
自立生活支援課	3	1	6	2	福祉共同作業所維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	397	306	116	422	1.38	1.06	
自立生活支援課	3	1	6	2	福祉共同作業所維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費(都市ガス料金)	268	229	83	312	1.36	1.16	
自立生活支援課	3	1	6	2	福祉共同作業所維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	468	411	46	457	1.11	0.98	
児童青少年課	3	2	3	2	児童館維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	4,351	5,441	438	5,879	1.08	1.35	
児童青少年課	3	2	3	2	児童館維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	1,220	1,086	113	1,199	1.10	0.98	
保育課	3	2	4	2	保育園維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	8,591	6,829	1,488	8,317	1.22	0.97	
児童青少年課	3	2	5	1	学童保育所維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	6,575	5,455	2,881	8,336	1.53	1.27	
児童青少年課	3	2	5	1	学童保育所維持管理に要する経費	10	8	1	光熱水費(上下水道料金)	1,569	1,309	163	1,472	1.12	0.94	
健康課	4	1	1	3	小金井市保健センターの維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	3,850	2,927	3,435	6,362	2.17	1.65	
健康課	4	1	1	3	小金井市保健センターの維持管理に要する経費	10	7	1	光熱水費(都市ガス料金)	2,650	2,384	1,935	4,319	1.81	1.63	
学務課	10	2	1	2	2	学校運営に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	39,274	57,007	12,206	69,213	1.21	1.76
学務課	10	3	1	2	2	学校運営に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	21,732	33,035	3,762	36,797	1.11	1.69
生涯学習課	10	4	4	3	文化財センター維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	1,327	1,054	703	1,757	1.67	1.32	
生涯学習課	10	5	2	1	上水公園運動施設等維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	639	506	318	824	1.63	1.29	
生涯学習課	10	5	2	3	小金井市テニスコート場維持管理に要する経費	10	6	1	光熱水費(電気料金)	369	297	221	518	1.74	1.40	
合 計										128,895	151,205	48,700	199,905	1.32	1.55	

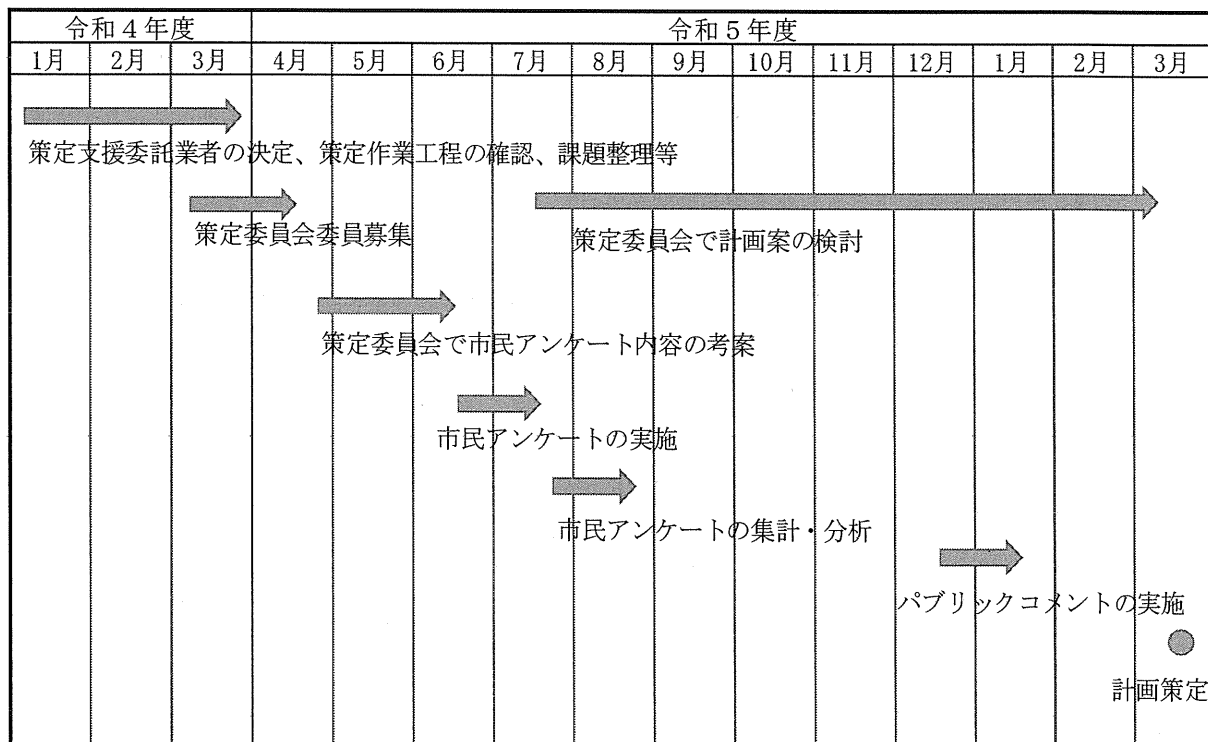
第2次小金井市自殺対策計画策定事業概要

1 事業目的

自殺対策を総合的に推進するために策定された自殺対策計画の計画期間が令和5年3月までとなっているため、令和4年8月頃から第2次自殺対策計画の策定作業を進める予定としていたところである。

しかし、国の新たな自殺総合対策大綱が令和4年10月に示され、また、東京都自殺総合対策計画（案）が同年12月に示される予定となったことから、その内容を踏まえ、より実態に即した市民アンケートを実施するため、事業着手時期を延伸する。

2 事業スケジュール（案）



3 主な事業概要

(1) 令和4年度

ア 策定支援委託事業者の決定

策定支援委託事業者の決定後、策定作業工程、課題整理等を行う。

イ 策定委員会（学識経験者、関係機関、公募市民等）
公募市民の募集及び委員の選定を行う。

(2) 令和5年度

ア 策定委員会（学識経験者、関係機関、公募市民等）
第2次自殺対策計画策定の検討・協議を行う。

イ 市民アンケート
計画の策定に当たり、現状認識、課題意識等を把握するため、市民アンケート調査を実施する。

ウ パブリックコメント
第2次自殺対策計画（案）のパブリックコメントを実施する。

4 予算額

(1) 歳入

東京都地域自殺対策強化交付金 △1, 011千円

(2) 歳出

自殺対策計画策定支援委託料 △2, 023千円

(3) 債務負担行為

自殺対策計画策定支援委託料
(期間：令和4年度～令和5年度) 限度額3, 371千円

議案第64号資料6

障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金事業概要

1 目的

市内障害福祉サービス事業所等の利用者等へ価格転嫁できない物価高騰の影響を受けている経費（光熱水費、燃料費、食材費等）について支援を行い、経費増大による経営悪化を防ぐとともに、利用者負担を増やすことなく引き続き栄養バランス等を考慮した食事の提供を行う等、安定的な障害福祉サービス等の提供の確保を図る。

2 概要

市では、障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金事業（以下「既存事業」という。）を実施し、物価高騰による影響を受ける市内障害福祉サービス事業所等へ支援金を交付しているところであるが、東京都から物価高騰緊急対策事業として新たな支援を実施する予定である旨の通知を受け、新たな物価高騰対策を実施するものである。

なお、既存事業により交付を受けた支給額と二重に支給することがないように、その支給額で賄えない対象経費実支出額の範囲内で支援を行う。

3 対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等

4 事業内容

実支出額から既存事業その他類似事業による補助額を減じた額と、以下の区分ごとの支給額を比べて低い額を支給する。

(1) 入所系サービス事業所

1事業所に対して180,000円

(2) 通所系サービス事業所

1事業所に対して120,000円

(3) 訪問系サービス事業所

1 事業所に対して 90,000円

5 補助対象期間

令和4年10月から令和5年3月まで

6 申請期間

令和5年1月から

7 申請方法

原則郵送とし、指定口座へ振込

8 予算額

(1) 歳入

障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金 9,480千円

(2) 歳出

障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金

(@180,000円×17事業所+@120,000円×34事業所

+@90,000円×26事業所) 9,480千円

保育施設運営事業者事業継続支援金事業概要

1 目的

物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な保育所等に対して、負担を軽減するための支援金を交付することにより、事業の継続に向けた支援を行うことを目的とする。

2 概要

東京都から物価高騰に直面する保育所等の負担軽減に向けた緊急対策として新たな支援を実施する旨の通知があったことを受け、令和4年9月に創設した保育施設運営事業者事業継続支援金の増額を行い、保育施設運営事業者等の事業の継続に向けた支援を行うものである。

3 補助内容

(1) 対象施設

ア 東京都保育所等物価高騰緊急対策事業分

- (ア) 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所

児童一人当たり月額1,465円（給食等の提供がない場合1,150円）

- (イ) 一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業

児童一人当たり日額60円（給食等の提供がない場合50円）

イ 東京都認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業分

- (ア) 認可外保育施設

1施設当たり月額2万円

※ ア及びイの対象施設以外の施設（私立幼稚園等）については、小金井市保育施設運営事業者事業継続支援金交付要綱（令和4年要綱第95号）に規定する基準額によるものとする。

(2) 対象期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

4 予算額

(1) 歳入

ア 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金	1,560千円
イ 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	29,831千円
ウ 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△17,500千円

(2) 歳出

保育施設運営事業者事業継続支援金	13,845千円
------------------	----------

(3) 補正前及び補正後の額

(単位：千円)

	歳出	歳入			
		国庫支出金	都支出金	基金	一般財源
補正前の額	41,978	20,989	0	20,900	89
補正額	13,845	0	31,391	△17,500	△46
計	55,823	20,989	31,391	3,400	43

高校生等医療費助成事業概要

1 目的

生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等に係る医療費を助成することで、高校生等の保健の向上及び健全な育成を図り、子育ての支援に資する。

2 助成内容

(1) 対象者

高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を養育している者のうち、所得制限限度額（小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成19年規則第50号）第5条に規定する所得の額をいう。）未満のもの

(2) 対象児童数（見込み）

15歳から17歳までの住民基本台帳登録人口（令和4年4月1日現在）2,757人のうち約1,440人

(3) 助成額

高校生等が健康保険適用で医療機関を受診する際に、養育者が医療機関に支払う3割の自己負担分のうち、通院1回当たり200円を除く額を市が助成する。

3 開始時期

令和5年4月1日

4 実施方法

令和5年4月から都制度（所得制限有り）による事業を開始する。

また、令和5年10月からは市の独自助成による所得制限廃止を検討する。

5 主なスケジュール

令和5年1月上旬 システム改修、制度周知及び申請書等の準備
～中旬
1月下旬 申請書等通知発送
2月 申請書受付開始
3月下旬 対象者へ医療証交付・発送

6 予算額

(1) 歳入

高校生等医療費助成事業準備経費補助金 6,156千円

(2) 歳出

ア 基幹系システム修正委託料（高校生等医療費助成制度対応分）
4,483千円
イ その他（会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、郵便料）
1,673千円

三楽公園整備事業概要

1 概要

令和 3 年度に取得した用地と既存の供用部分を一体的に利用するために必要な整備とともに、市民要望の強い老朽化したトイレの撤去・新設等により、公園の機能向上を図ることを目的とし、整備工事及び埋蔵文化財発掘調査を実施する。

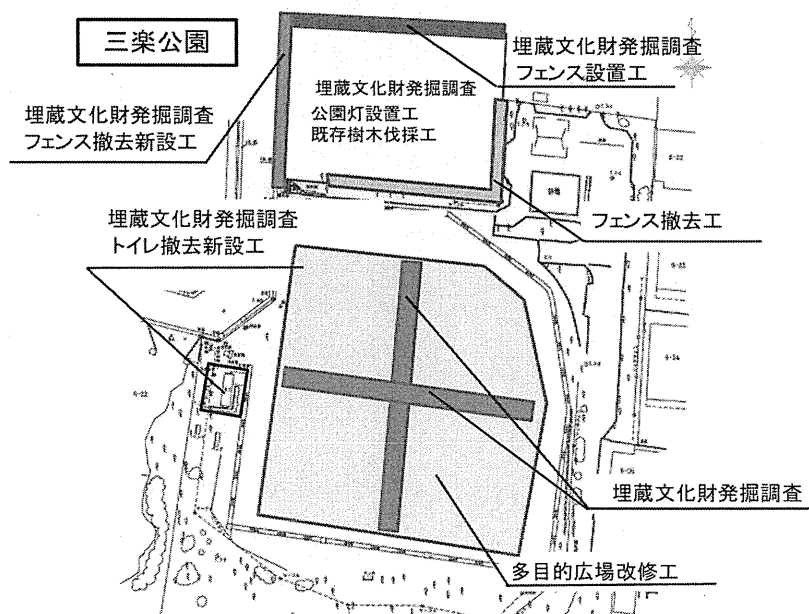
本事業の実施に当たり、地元自治会、公園の定期利用団体等と協議を進めてきたが、公園利用に極力支障が出ないように工事設計の調整及び見直しに時間を要したため、整備事業に関連する予算の繰越しが必要となるものである。

さらに、埋蔵文化財発掘調査の対象範囲について、当初予算で措置していたトイレ設置場所以外にグラウンド、フェンス及び公園灯の設置場所においても追加で埋蔵文化財の調査が必要となり、予算の増額が生じるものである。

2 所在地

小金井市貫井南町三丁目 6 番

3 詳細図



4 整備事業日程（案）

年度	令和4年度			令和5年度			
	1	2	3	4・5・6	7・8・9	10・11・12	1・2・3
埋蔵文化財発掘調査	業者選定 現場調査			報告書作成			
整備工事	トイレ撤去 樹木伐採		フェンス・公園灯設置		トイレ設置・グラウンド整備		

5 予算額

(1) 歳出

ア 三楽公園埋蔵文化財発掘調査委託料 3,811千円

(2) 繰越明許費

ア 三楽公園埋蔵文化財発掘調査委託料 9,923千円

イ 三楽公園整備工事 30,098千円

第一小学校校舎改築等設計委託概要

1 目的

小金井第一小学校（以下「第一小学校」という。）については、令和4年9月に「小金井第一小学校における校舎建替え等基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、施設の老朽化対策及び学級数の急増への対応を適切に進めていくため、校舎の建て替えを早期に進めていくこととした。

本委託は、基本計画に基づき第一小学校における校舎建て替え等を実施するため、校舎改築等に係る各種調査、基本設計、実施設計等を行うものである。

2 主な委託項目

- (1) 基本設計作成業務
- (2) 実施設計作成業務
- (3) 建築基準法による建築確認及びその他の法令等による申請等手続
- (4) 敷地測量調査業務
- (5) 地盤調査業務
- (6) アスベスト調査業務
- (7) 土壌汚染地歴調査業務
- (8) 電波障害調査業務
- (9) 学校関係者、近隣住民等に対する説明会への参加及び必要な資料の作成業務
- (10) 国庫補助申請に必要な調査及び資料の作成業務

3 委託期間（案）

令和5年2月下旬から令和6年9月末まで

4 新校舎の想定規模

- (1) 延床面積
約8,000㎡
- (2) 階数
地上 4階

5 校舎建て替え等の整備スケジュール（案）

年度	令和4年度									令和5年度									令和6年度																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
設計 工事	基本計画									基本設計・実施設計									[斜線]																	
学校 運営	既存校舎使用																		[矢印]																	

年度	令和7年度									令和8年度									令和9年度																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
設計 工事	[斜線] 新校舎建設									[斜線]			[斜線] 既存校舎解体			[斜線] 校庭整備																				
学校 運営	既存校舎使用									[矢印]			[斜線]			新校舎使用																				

6 予算額

(1) 歳出

第一小学校校舎改築等設計委託料 72,930千円

(2) 債務負担行為

第一小学校校舎改築等設計委託料
 (期間：令和5年度～令和6年度) 限度額170,170千円

小中学校修繕事業概要

1 目的

令和5年度に学級数が増加し、普通教室が不足することが見込まれる小金井第一小学校、小金井第四小学校、東小学校、緑小学校、南小学校及び南中学校について、特別教室等を普通教室として活用するための修繕を行う。

2 修繕内容

間仕切壁、内装、電気配線等の修繕

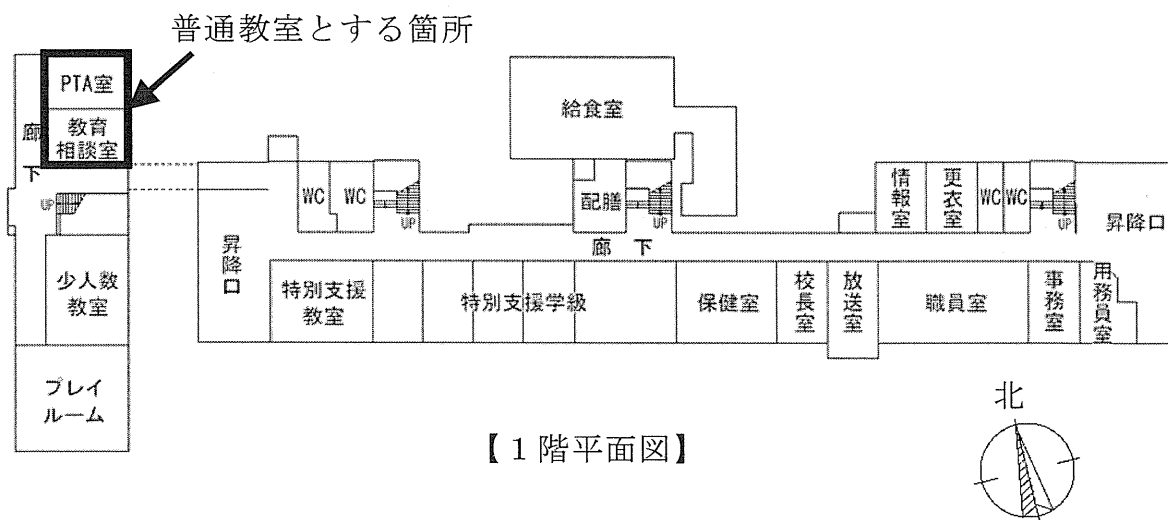
3 スケジュール

令和5年1月 事業者決定
2月 修繕開始
3月 修繕完了

4 修繕箇所

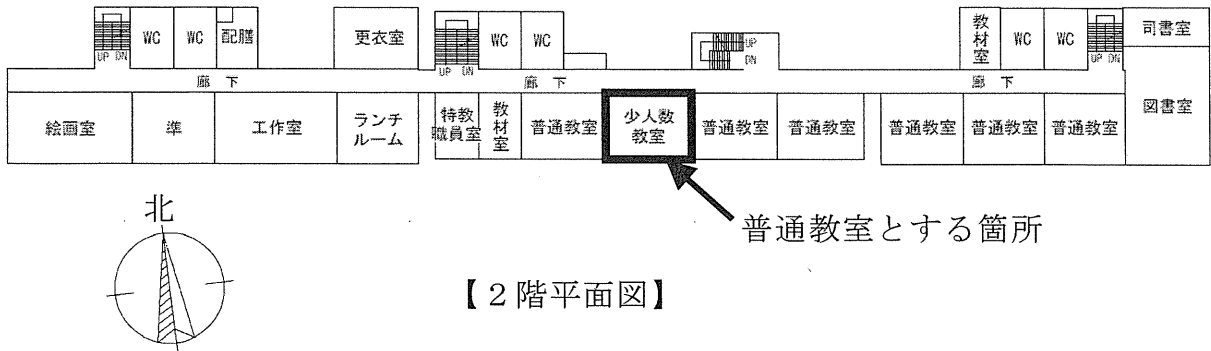
(1) 小金井第一小学校

教育相談室及びPTA室を普通教室として活用するための修繕を行う。また、教育相談室及びPTA室の移動先についても内装等の修繕を行う。



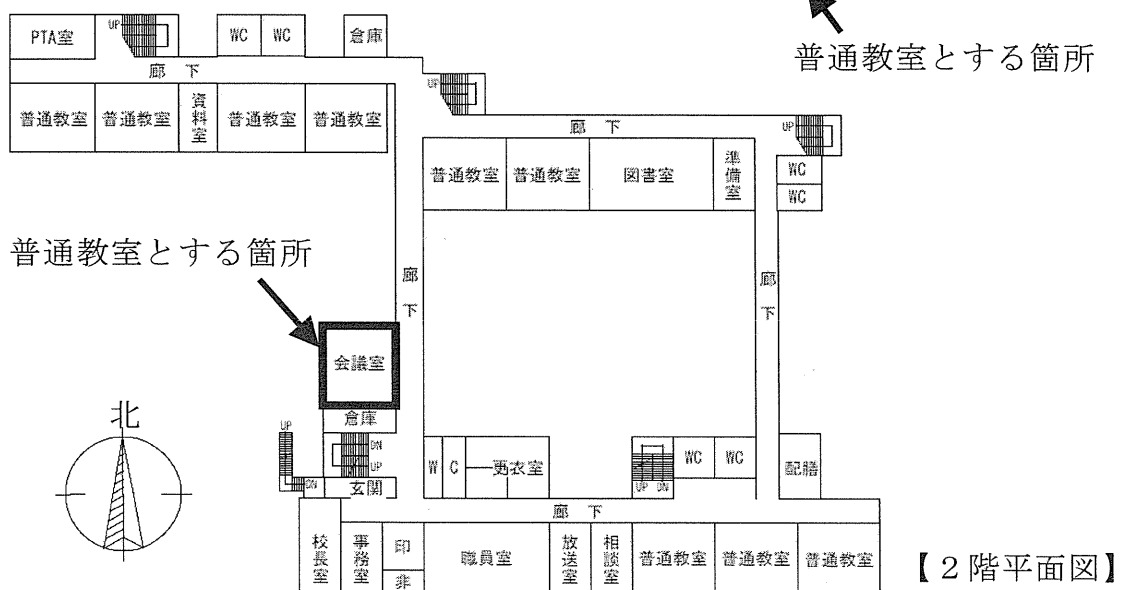
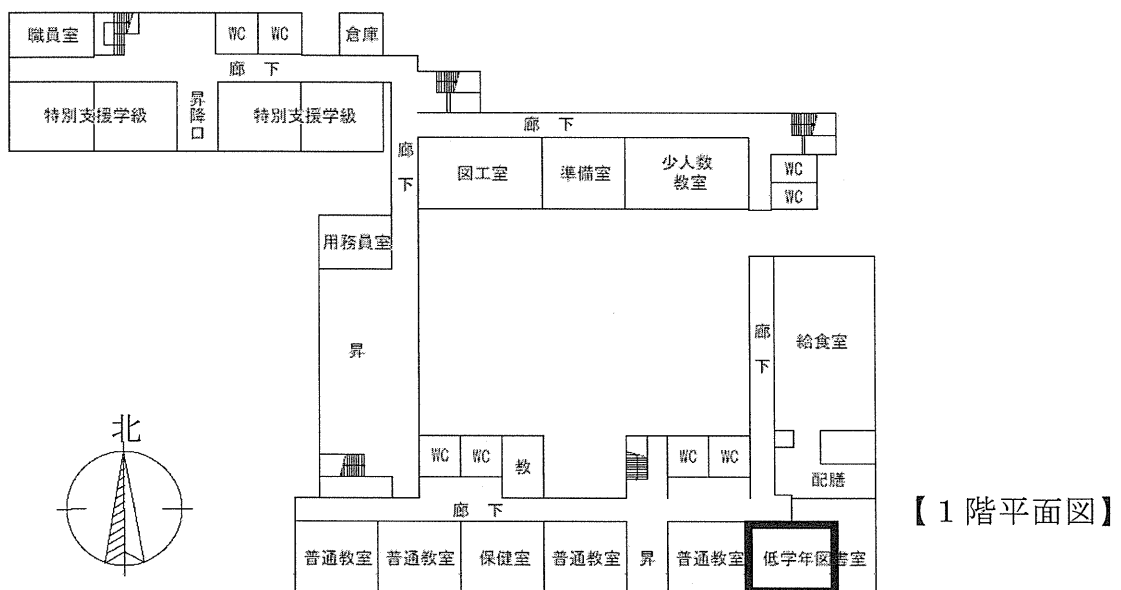
(2) 小金井第四小学校

少人数教室を普通教室として活用するための修繕を行う。



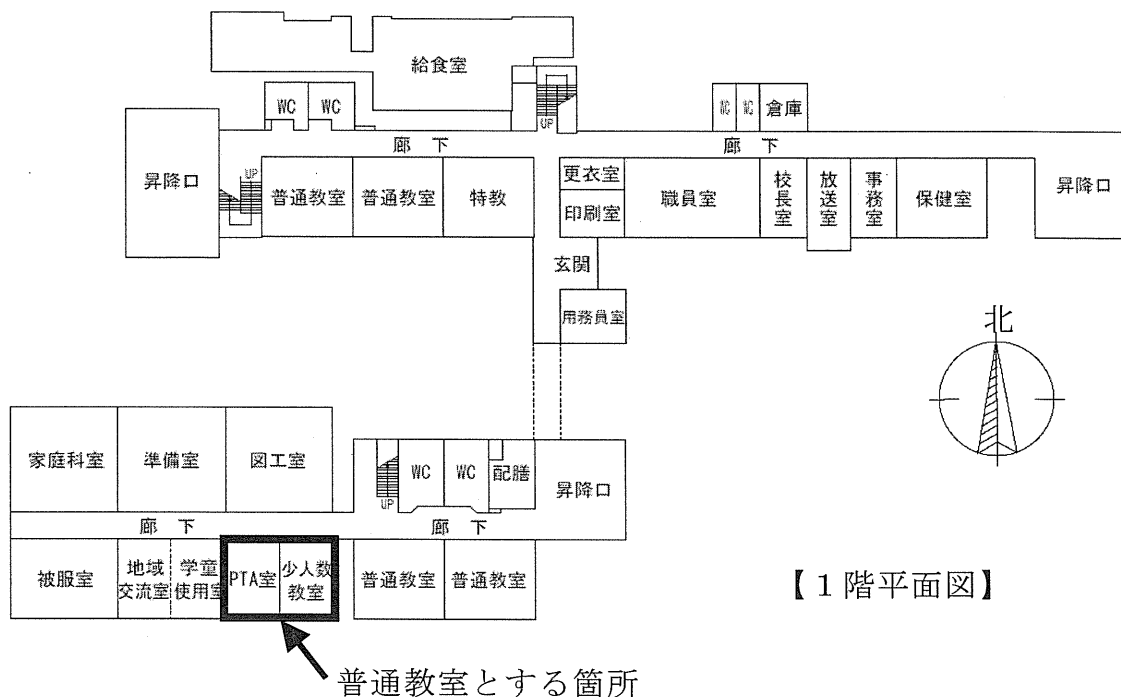
(3) 東小学校

低学年図書室の一部及び会議室を普通教室及び教育相談室として活用するための修繕を行う。また、教育相談室を第2職員室として活用するための修繕を行う。



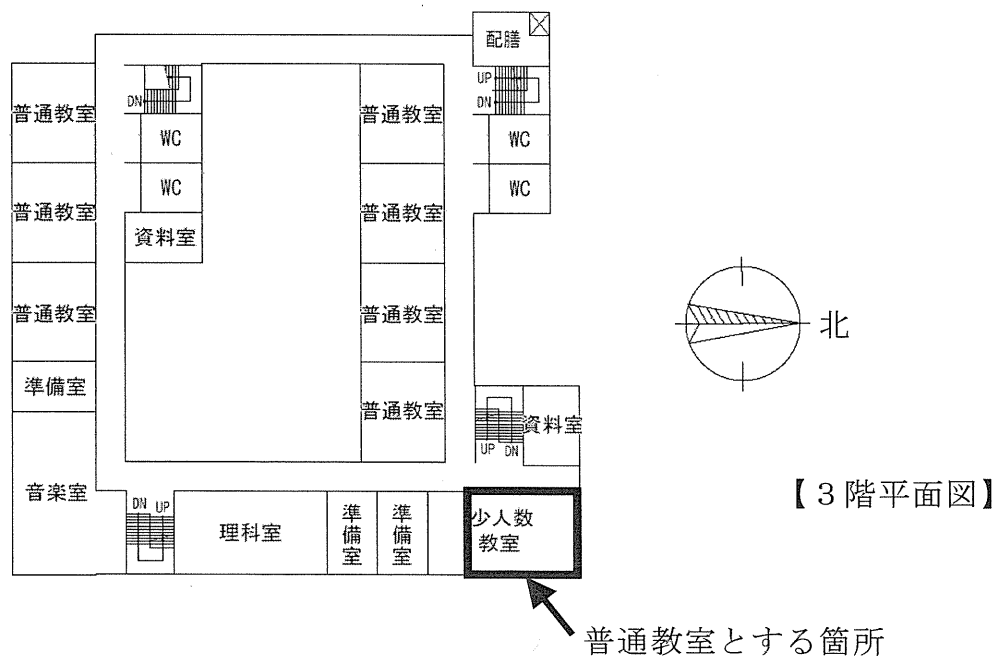
(4) 緑小学校

少人数教室及びPTA室を普通教室として活用するための修繕を行う。また、少人数教室の移動先についても内装等の修繕を行う。



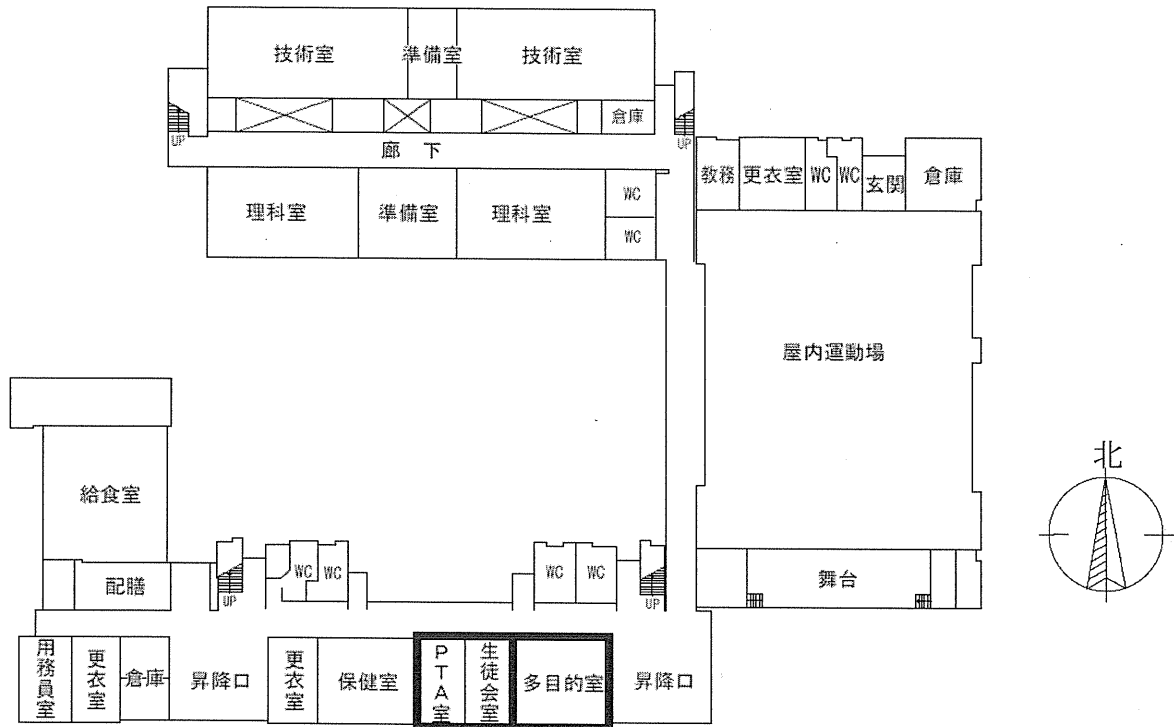
(5) 南小学校

少人数教室の一部及び準備室を普通教室及び算数教室として活用するための修繕を行う。



(6) 南中学校

多目的室、生徒会室及びP T A室を普通教室として活用するための修繕を行う。



【1階平面図】

普通教室とする箇所

※ 平面図については、普通教室とする箇所のみ表示

5 予算額

(1) 第一小学校相談室内装等修繕	9, 6 9 8 千円
(2) 第四小学校少人数教室内装等修繕	1, 5 9 5 千円
(3) 東小学校多目的室内装等修繕	1 2, 7 9 1 千円
(4) 緑小学校少人数教室内装等修繕	1 0, 0 4 7 千円
(5) 南小学校少人数教室内装等修繕	9, 9 6 8 千円
(6) 南中学校多目的室内装等修繕	3, 2 4 8 千円

議案第64号資料12

繰越明許費の内訳について

1 三楽公園整備事業

款8 土木費 項4 都市計画費 目5 公園緑地費

事業6 都市公園等の整備に要する経費

(単位：千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
12	三楽公園埋蔵文化財発掘調査委託料	9,923	0	9,923
14	三楽公園整備工事	34,058	3,960	30,098
	合計	43,981	3,960	40,021

次期住民情報システム移行事業概要

1 概要

住民の利便性の向上、行政運営の効率化等を目的として、本市が令和4年1月に加入した東京自治体クラウド(三鷹市、立川市、日野市、小金井市)が導入している東京自治体クラウドの共同システム(以下「次期住民情報システム」という。)への移行に向けた作業を進めている。

現在、各課で独自調達しているシステムのうち、次期住民情報システムに合流するシステムについて、移行のためのデータの作成を行う。

2 対象システム

(1) 生活保護システム

データ件数：約2,000件、データ項目：対象世帯情報718項目

(2) 母子父子貸付金システム

データ件数：約150件、データ項目：貸付情報(償還情報含む。)187項目

(3) 児童相談システム

データ件数：約5,800件、データ項目：相談受付情報222項目

3 内容

抽出プログラム作成、移行データ作成(テスト3回、本番1回)等

4 移行スケジュール(案)

(1) 令和4年度

ア 令和4年12月～令和5年1月

他システム連携の課題抽出及び仕様検討

イ 令和5年2月～同年3月

次期システムへのデータ確認・機能検証

(2) 令和5年度

ア 令和5年4月～同年5月

次期システムへのデータ移行・検証

他システム連携の仕様検討及び変更

イ 令和5年6月～同年9月

次期システムへのデータ移行・検証

ウ 令和5年10月～同年11月

次期システムへのデータ移行、本番環境稼働開始

5 予算額（債務負担行為）

(1) 生活保護システム移行データ作成委託料

（期間：令和4年度～令和5年度）

限度額9,900千円

(2) 母子父子貸付金システム移行データ作成委託料

（期間：令和4年度～令和5年度）

限度額5,518千円

(3) 児童相談システム移行データ作成委託料

（期間：令和4年度～令和5年度）

限度額6,455千円

東小学校増築校舎等借上概要

1 目的

東小学校については、学級数の急増に伴う教室不足の解消のため、令和4年9月に策定した「東小学校における校舎増築等基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき令和5年度末までに増築校舎を設置する必要がある。

本事業は、基本計画に基づき増築校舎を短期間で設置し、令和6年4月から当該増築校舎を借り上げ、学校運営に供するためのものである。

2 業務スケジュール（案）

(1) 増築校舎の設置

ア 施工図の作成及び建築確認の申請

令和5年2月下旬から令和5年6月下旬まで

イ 設置工事

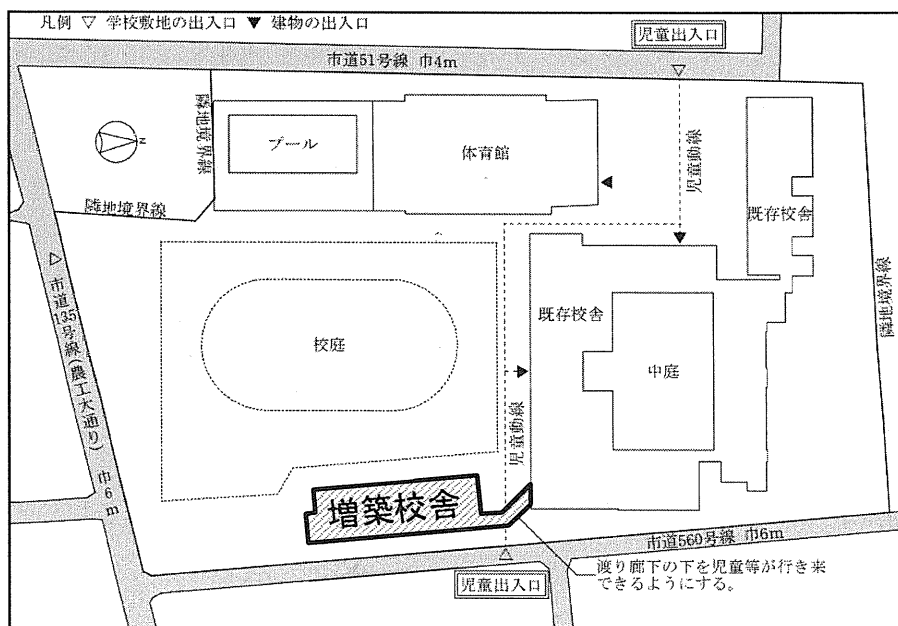
令和5年6月下旬から令和6年3月下旬まで

(2) 増築校舎の借り上げ

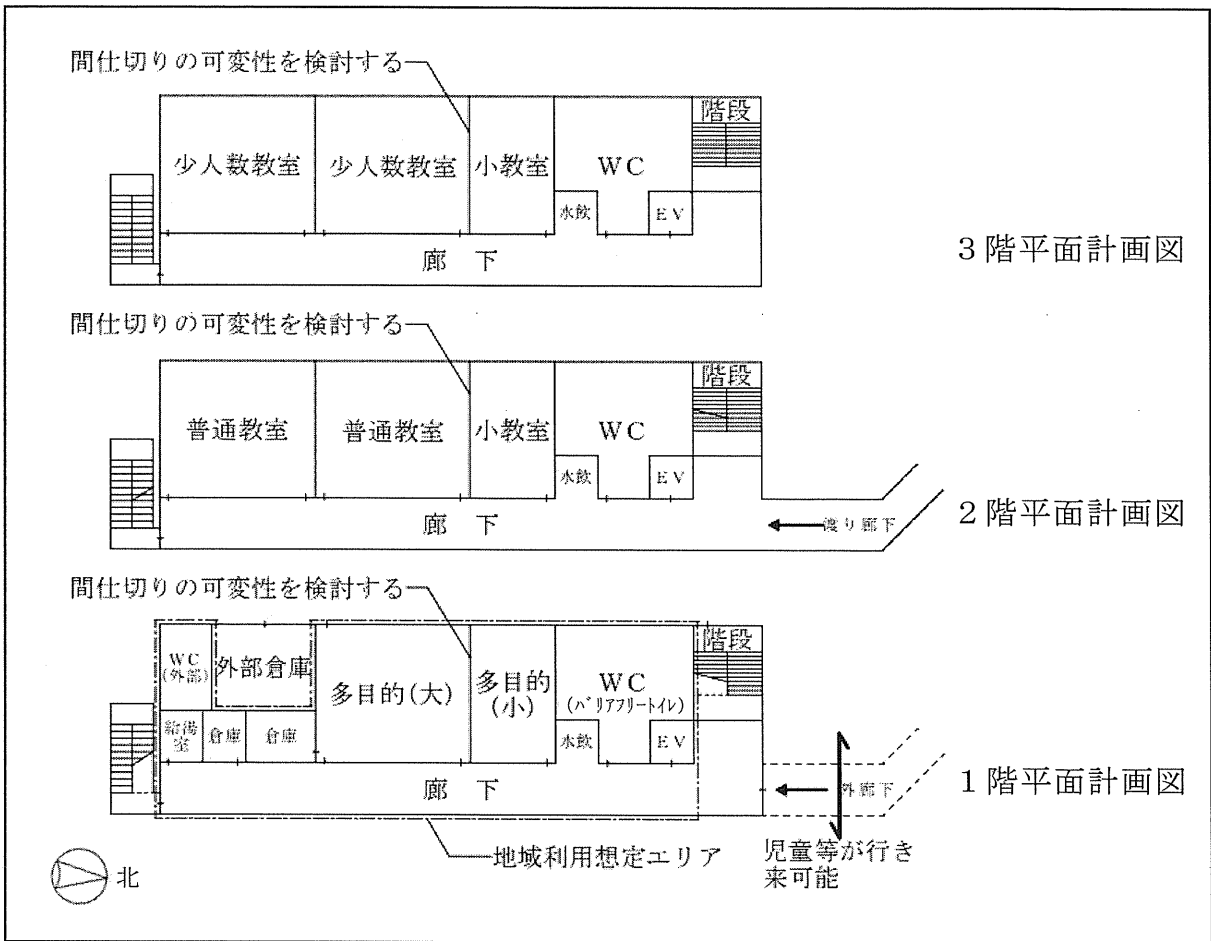
令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（120か月）

※物件の譲渡：増築校舎の所有権は、借上期間満了をもって受注者から市に移転

3 増築校舎の配置計画（案）



4 増築校舎の平面計画（案）



4 予算額（債務負担行為）

東小学校増築校舎等借上料

（期間：令和4年度～令和15年度）

限度額689,040千円

議案第65号

令和4年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第3回)

令和4年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和4年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,615,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 都 支 出 金		千円 6,663,118	千円 798	千円 6,663,916
	1 都 補 助 金	6,663,118	798	6,663,916
歳 入 合 計		10,614,533	798	10,615,331

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 179,253	千円 798	千円 180,051
	1 総 務 管 理 費	145,786	798	146,584
7 諸 支 出 金		25,911	21,261	47,172
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	21,261	47,172
8 予 備 費		185,051	△21,261	163,790
	1 予 備 費	185,051	△21,261	163,790
歳 出 合 計		10,614,533	798	10,615,331

議案第65号資料

令和4年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都支出金		千円 6,663,118	千円 798	千円 6,663,916
	1都補助金	6,663,118	798	6,663,916
歳入合計		10,614,533	798	10,615,331

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 179,253	千円 798	千円 180,051
	1 総 務 管 理 費	145,786	798	146,584
7 諸 支 出 金		25,911	21,261	47,172
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	21,261	47,172
8 予 備 費		185,051	△21,261	163,790
	1 予 備 費	185,051	△21,261	163,790
歳 出 合 計		10,614,533	798	10,615,331

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 798	千円	千円	千円
798			
			21,261
			21,261
			△21,261
			△21,261
798			0

2 歳 入

款 4 都 支 出 金

項 1 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 保険給付費 等交付金	千円 6,569,118	千円 798	千円 6,569,916	2 特別交付金	千円 798

説	明
2 特別調整交付金（市町村分） （国民健康保険法第75条の2）	千円 （保 険 年 金 課） 798

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	142,125	798	142,923	798		
				798		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	798	3 国民健康保険システムに要する経費 (保険年金課) 798 12 委託料 (798) 国民健康保険システム修正委託料その2 798

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償還金	1	21,261	21,262			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
21,261			
21,261	22 償還金利子及び割引料	21,261	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 21,261
			22 償還金利子及び割引料 (21,261) 交付金等の返還金 21,261

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	185,051	△ 21,261	163,790			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 21,261		千円	千円

議案第66号

令和4年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和4年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和4年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和4年12月16日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 債務負担行為補正

追加

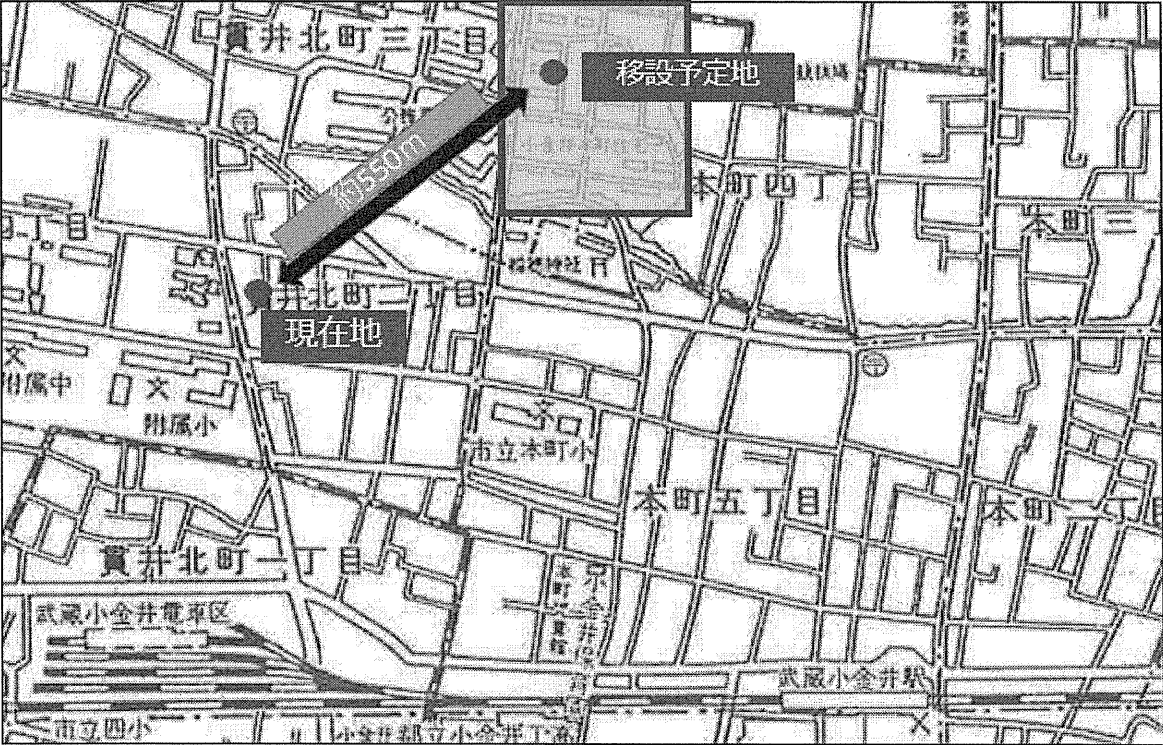
事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター (北西地域)借上料	令和4年度 ～令和16年度	35,852千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

追加	事項	限度額	令和3年度		令和4年度	左の財源内訳				
			支出(見込)額			以降の	特定財源			一般財源
			期間	金額			国庫支出金	地方債	その他	
	地域包括支援センター (北西地域) 借上料	35,852			令和4年度 支 出 予 定 金 額 ~ 令和16年度	35,852	20,700		8,244	6,908

移 設 位 置 図



議案第 66 号資料 3

地域包括支援センター（北西地域）借上料に係るスケジュール等について

1 経過

令和 2 年 3 月、東京都住宅供給公社から、小金井本町住宅の建て替えに伴い、同地に小金井にし地域包括支援センター（以下「にし包括」という。）の移転に関する提案を受けた。

小金井本町住宅の所在地である本町 4 丁目は、町丁目別で市内で 2 番目に高齢化率が高く、生活支援を必要とする高齢者が更に増加する見込みであるため、同地ににし包括を移転し、支援を円滑にすることは大きな利点である。さらに、同程度の賃料で 15 m²程度の床面積の増が見込めること、隣地に整備される高齢者福祉施設と事業連携の可能性があるなど利点が多いことから、令和 3 年 6 月に厚生文教委員会に行政報告を行い、手続を進めている。

なお、令和 5 年 1 月に建物賃貸借の予約契約の締結予定であることから、予算措置するものであり、10 年間の定期建物賃貸借契約を予定している。

2 スケジュール

令和 4 年	1 2 月	着工
令和 5 年	1 月	定期建物賃貸借予約契約締結
令和 6 年	1 0 月	竣工
	1 0 月以降	定期建物賃貸借開始

議案第67号

小金井市個人情報保護条例

小金井市個人情報保護条例の全部を別紙のように改正する。

令和4年12月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項及び本市における個人情報保護制度の運用について定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人情報保護条例

小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項のほか、個人情報の取扱いにおける適正性及び透明性の確保のための措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱登録簿の作成及び公表）

第3条 市の機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令第21条第6項各号で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱登録簿」という。）を作成し事務所に備え付けなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 市の機関は、第1項に規定する個人情報ファイルの保有を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また同様とする。

4 市の機関は、個人情報取扱登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

5 閲覧の方法は、規則で定める。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から7日以内（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求のあった日から30日以内（市の休日を除く。次条において同じ。）に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から20日以内に行なければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から20日以内に行なければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問等)

第9条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

2 市の機関は、個人情報の保護に係る施策及び個人情報の取扱いに係る状況について、審議会に報告し、意見を求めることができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、規則の定めるところにより議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の小金井市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第3項又は第27条第2項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た改正前の条例第3条第1項第1号に規定する個人情報の内容を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条第1項の規定による個人情報等の保有の届出（議会及び土地開発公社の届出を除く。）をした個人情報ファイルについては、改正後の小金井市個人情報保護条例第3条第1項の規定による個人情報取扱登録簿に登録したものとみなす。

3 この条例の施行前に改正前の条例第16条、第17条、第18条又は第19条の規定による請求がされた場合における改正前の条例第3条第8号に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除又は中止については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び第1項の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

小金井市個人情報保護条例新旧及び個人情報の保護に関する法律対照表

改正個人情報保護条例	現行個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律 (令和5年4月1日時点)
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項のほか、個人情報の取扱いにおける適正性及び透明性の確保のための措置について定めるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。 (適用上の注意) 第7条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害してはならない。</p> <p>(基本理念) 第2条 実施機関、事業者及び市民は、個人情報を保護することが個人の尊厳の確保を図るために必要不可欠であることを相互に深く認識し、積極的に基 本的人権の擁護に努めなければならない。</p> <p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式を</p>	<p>(目的) 第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 (基本理念) 第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。</p>

<p>以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することとができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び土地開発公社をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。</p>
<p>1 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>(1) 行政機関</p> <p>(2) 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。)</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>	<p>2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>	<p>(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>
<p>4 この法律において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>4 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>

<p>(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(6) 個人情報の保有等 個人情報の収集、保有及び利用をいう。</p> <p>(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規定する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。次号において同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(10) 電子計算機及び関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。</p> <p>(個人情報の保有等の届出及び公示)</p> <p>第9条 実施機関は、定型化又は簿冊化して行う個人情報の保有等を新たに開始しようとするときは、次</p>	<p>この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>5 } 省略 1 } 10 } (定義) 第60条 省略</p> <p>2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>3 } 省略 5 }</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保</p>
--	--	--

<p>情報ファイル簿のほか、市の機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号で、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令第21条第6項各号で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱登録簿」という。）を作成し事務所に備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。</p> <p>3 市の機関は、第1項に規定する個人情報ファイルの保有を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>4 市の機関は、個人情報取扱登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>5 閲覧の方法は、規則で定める。</p>	<p>の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報の記録の名称 (2) 個人情報の利用の目的 (3) 個人情報の対象となる個人の範囲 (4) 個人情報の内容 (5) 個人情報の管理責任者 (6) その他規則で定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項により届出された個人情報の保有等を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。</p> <p>4 審議会は、前項により報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を公示するものとする。 (保有個人情報目録の作成)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを</p>
--	--	---

<p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第4条 法第89条第2項の規定により納付しななければならない手数料の額は、無料とする。</p> <p>2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第23条 前条の規定による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の開示の請求をして、当該保有個人情報の写し(前条第2項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>妨げるものではない。 (手数料)</p> <p>第89条 省略</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない。 条例で定める額の手数料の額を定めるに当たっては、でき る限り利用しやすいく額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>3 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、でき る限り利用しやすいく額とするよう配慮しなければならない。</p> <p>4 } 5 } 省略 9 }</p>
<p>(請求に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して、開示の請求があつては7日(小金井市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求があつては20日(市の休日を除く。)以内に当該請求を認めるかどうかを決定(第16条の2の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る保有個人情報の保有等していないときを含む。)し、速やかに請求者に通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して30日(市の休日を除く。)を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定(当該請求の一部を認めないこととする決定を含む。)をしたときは、その理由を明示して請求者に通知しなければならない。この場</p>	<p>(請求に対する決定等)</p> <p>第21条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して、開示の請求があつては7日(小金井市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求があつては20日(市の休日を除く。)以内に当該請求を認めるかどうかを決定(第16条の2の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る保有個人情報の保有等していないときを含む。)し、速やかに請求者に通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して30日(市の休日を除く。)を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定(当該請求の一部を認めないこととする決定を含む。)をしたときは、その理由を明示して請求者に通知しなければならない。この場</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第5条 開示決定等は、開示請求があつた日から7日以内(小金井市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求のあった日から30日以内(市の休日を除く。次条において同じ。)に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内の全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第83条 開示決定等は、開示請求があつた日から30日以内(小金井市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)に算入しない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第84条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から20日以内にしなければならぬ。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

合において、開示しないことと決定した保有個人情報、期間の経過により第16条第3項に掲げる保有個人情報に該当しなくなる期日であらからかじめ明示することができるときは、その旨を記載しなければならぬ。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第94条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならぬ。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

(訂正決定等の期限の特例)

第95条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第102条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならぬ。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から20日以内にしなければならぬ。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問等)

- 第9条 市の機関は、個人情報適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。
- 2 市の機関は、個人情報の保護に係る施策及び個人情報の取扱いに係る状況について、審議会に報告し、意見を求めることができる。

(保有等の一般的制限)

- 第8条 省略
- 2 実施機関は、要配慮個人情報の保有等（要配慮個人情報の収集、保有及び利用をいう。）をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき、又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。

(個人情報の保有等の届出及び公示)

- 第9条 省略
- 2 省略
- 3 市長は前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第103条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

4	<p>審議会は、前項により報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。</p>
5	<p>省略</p>
	<p>(収集の制限)</p>
第11条	<p>実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。</p>
	(1) 個人情報の利用の目的
	(2) 個人情報の記録の内容
	(3) 個人情報の収集の法的根拠
	(4) その他規則で定める事項
2	<p>実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができる。</p>
	(1) あらかじめ本人の同意があるとき。
	(2) 法令に特別の定めがあるとき。
	(3) 市民の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき。
(4)	出版、報道等により、公知性が生じた個人情報であるとき。
(5)	前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。
3	省略
4	省略
	(電子計算組織に記録する個人情報)
第14条	市長は、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合において、当該電子計算組織に記録する個人情報を新設、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
	(電子計算組織の結合の禁止)
第15条	実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、電子計算組織を利用して個人情報を処理す

<p>る場合は、市の電子計算組織と国又は他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。</p> <p>(1) 法令に特別の定めがあるとき。</p> <p>(2) 職務執行上必要かつ適切である場合であつて、市長が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めたととき。</p> <p>2 省略 (受託者及び指定管理者の義務等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、個人情報に係る事務処理を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、あらかじめ委託及び指定管理者との協定の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運用状況の公表)</p>	<p>第10条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、規則の定めるところにより、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(運用状況の公表)</p> <p>第10条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、規則の定めるところにより、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第4条 実施機関は、個人情報の保有等をするとき、個人情報の基本的な権利の擁護を旨とし、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関の任命権者は、その所属職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。</p> <p>3 個人情報の保有等に当たるとする市の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後と同様とする。</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p>
--	---	--	--	--	--

<p>(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</p> <p>(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務（利用目的の特定）</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を実施するに当たり個人情報の保有等をするとときは、個人情報の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。</p>
<p>第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的による制限)</p> <p>第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>(保有等の一般的制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の保有等をするとき必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>3 省略</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並び</p>	

<p>2 実施機関は、要配慮個人情報の保有等（要配慮個人情報の収集、保有及び利用をいう。）をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき、又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。（収集の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の利用の目的 (2) 個人情報の記録の内容 (3) 個人情報の収集の法的根拠 (4) その他規則で定める事項 <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ本人の同意があるとき。 (2) 法令に特別の定めがあるとき。 (3) 市民の生命、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき。 (4) 出版、報道等により、公知性が生じた個人情報であるとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。 <p>3 実施機関は、前項の規定により本人以外の者から個人情報を収集した場合は、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。</p>	<p>に第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならぬ。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。（利用目的の明示）</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。（不適正な利用の禁止） <p>第63条 行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>
--	--

<p>4 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。 (適正な維持管理)</p> <p>第13条 実施機関は、個人情報の保有等をするとき、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。</p> <p>(2) 保有個人情報の紛失、毀損、改ざんその他の事故を防止すること。</p> <p>(3) 保有個人情報の漏えいを防止すること。</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなつたときは、当該保有個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を第9条第1項第2号又は第11条第1項第1号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。</p> <p>(1) あらかじめ本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令に特別の定めがあるとき。</p> <p>(3) 第11条第2項第3号又は第4号の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、規則で定める場合を</p>	<p>(適正な取得)</p> <p>第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 (正確性の確保)</p> <p>第5条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体</p>

<p>除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ないと認められる正当な理由があるときは、目的外利用又は外部提供をした後速やかにその事実を本人に通知しなければならぬ。</p> <p>4 実施機関は、第2項各号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、保存しておくなければならない。</p>	<p>の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p>
<p>【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき規制されることとなるため削除】</p>	<p>(特定個人情報の収集等の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報を番号法第9条及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年条例第44号)第4条第1項から第3項までに定める事務の目的の範囲を超えて利用(以下「保有特定個人情報目的外利用」という。)してはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利</p>

<p>用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。</p> <p>(開示の請求)</p>	<p>第16条 何人も、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求をすることができる。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の規定による請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定により開示しないことが定められているもの</p> <p>(2) 開示することにより、他の個人情報を漏らすこととなるとき。ただし、当該他の個人情報が、第12条第2項第1号から第3号までに該当するときは除く。</p> <p>(3) 開示することにより実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかかなもの</p>
<p>第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下この節及び第127条において「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならぬ。</p> <p>(1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合)にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情</p>	

- (4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する保有個人情報であつても期間の経過により開示しない理由がなくなつたときは、これを開示しなければならぬ。
- 5 実施機関は、請求に係る保有個人情報第3項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とからなるときは、これを可能な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならぬ。

- 報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げ

る情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

(部分開示)

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとし、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示請求の手続)

第77条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(開示請求等の手続)

第20条 第16条第1項もしくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1

<p>項もしくは第2項の規定による目的外利用等の中 止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。) は、実施機関に対して、本人又は代理人であること を明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した 請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の氏名及び住所 (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容 (3) 訂正、削除又は中止の内容 (4) その他規則で定める事項</p>	<p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されてい る行政文書等の名称その他の開示請求に係る保 有個人情報特定するに足る事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令 で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情 報の本人であること(前条第2項の規定による開示 請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本 人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は 提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、開示請求に形式上の不備があ ると認めるときは、開示請求をした者(以下この 節において「開示請求者」という。)に対し、相当の 期間を定めて、その補正を求めることができる。こ の場合において、行政機関の長等は、開示請求者に 対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めな ければならない。</p>
<p>(保有個人情報の存在の有無を明らかにしない情 報)</p> <p>第16条の2 前条第1項の開示の請求に対し、当該 請求に係る保有個人情報存在しているか否かを 答えるだけで、開示しないこととした情報を開示す ることとなるときは、実施機関は、当該保有個人情 報の存在の有無を明らかにしないで、当該開示の請 求を拒否することができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による開示の請求を拒否 したときは、当該開示の請求に係る事項を審議会に 報告しなければならない。</p> <p>(訂正の請求)</p>	<p>(保有個人情報の存在に関する情報)</p> <p>第81条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有 個人情報存在しているか否かを答えるだけで、不 開示情報を開示することとなるときは、行政機関の 長等は、当該保有個人情報の存在を明らかにしない で、当該開示請求を拒否することができる。</p>
<p>第17条 何人も、自己に関する保有個人情報に誤り があるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人 情報の訂正を請求することができる。</p> <p>2 第16条第2項の規定は、前項の規定による訂正 の請求について準用する。</p> <p>(削除の請求)</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次に掲げるものに限る。第98条第1項において 同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、こ の法律の定めるところにより、当該保有個人情報を 保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報 の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において</p>

<p>第18条 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>(1) 第8条第1項及び第2項又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>(2) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。</p> <p>(3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記載されているとき。</p> <p>2 第16条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。</p> <p>（開示請求等の手続）</p> <p>第20条 第16条第1項もしくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1項もしくは第2項の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人又は代理人であること、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の氏名及び住所</p> <p>(2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容</p> <p>(3) 訂正、削除又は中止の内容</p> <p>(4) その他規則で定める事項</p>	<p>同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になさなければならない。</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</p> <p>日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（保有個人情報の訂正義務）</p>
---	--

<p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかにかつ該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において</p>	<p>(中止の請求)</p> <p>第19条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかにかつ該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。</p> <p>(1) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用もしくは外部提供をされ、又はされようとしているとき。</p> <p>(3) 第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して保有特定個人情報目的外利用をされ、又はされようとしているとき。</p> <p>(4) 第12条の3の規定に違反して外部提供をされ、又はされようとしているとき。</p> <p>(5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。</p> <p>2 第16条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。</p>

<p>3 実施機関は、前2項の規定により目的外利用等の中止の請求があつたときは第21条の規定による決定をすままでの間、当該個人情報の目的外利用等を一時中止しなければならない。ただし、一時中止によつて実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずるときを除く。</p> <p>(開示請求等の手続)</p> <p>第20条 第16条第1項もしくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1項もしくは第2項の規定による目的外利用等の中 止の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、本人又は代理人であること を明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した 請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の氏名及び住所 (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容 (3) 訂正、削除又は中止の内容 (4) その他規則で定める事項</p>	<p>「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第9条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項 (3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるところができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることによ</p>
--	--

<p>り、当該保有個人情報利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすれば、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求に係る保有個人情報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対して当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により開示する場合において、当該保有個人情報が汚損又は破損するおそれのあるときその他合理的な理由のあるときは、当該保有個人情報の写しにより開示することができる。</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに</p>
<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第82条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>	<p>2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報(保有していないときを含む。))は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報(文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関</p>

限る。)) に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならぬ。

の長等は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づき電磁的記録に付する開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(審査請求等)

第24条 この条例による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分(審査請求等)に不服のある者は、行政不服審査法(平成26年

(地方公共団体の機関等における審理手続に関する規定の適用除外等)

第106条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止

<p>法律第68号)による審査請求をすることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による審査請求があつた場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決してなければならない。</p> <p>(審理員による審理手続の適用除外)</p> <p>第25条 前条第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(受託者及び指定管理者の義務等)</p> <p>第27条 実施機関から個人情報に係る事務処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、当該受託した事務又は公の施設の管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。</p> <p>2 受託者又は受託者であつた者及び指定管理者又は指定管理者であつた者は、その事務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>3 市長は、個人情報に係る事務処理を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるようとするときは、あらかじめ委託及び指定管理者との協定内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(出資法人の義務)</p> <p>第31条 市が全額出資している法人が個人情報の保有等を行う場合は、当該個人情報の適正な取扱い</p>	<p>決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(表省略)</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(データ内容の正確性の確保等)</p> <p>第22条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人</p>
--	---

に関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第24条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の権利利益を害するおそれが大いものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な

<p>これに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第146条 委員会は、第4章(第5節を除く。次条及び第151条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人情報連情報取扱事業者(以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。)その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人情報(以下この款及び第3款において「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第147条 委員会は、第4章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(報告及び命令)</p> <p>第148条 委員会は、個人情報取扱事業者が第18条から第20条まで、第21条(第1項、第3項及び第4項の規定を第41条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第23条から第26条まで、第27条(第4項を除き、第5項及び第6項の規定を第41条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第28条、第29条(第</p>	<p>(事業者に対する指導、勧告等)</p> <p>第28条 市長は、事業者が第5条の規定に違反する行為をすおそれのある場合は、当該事業者に対し、関係資料の提出又は必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。</p> <p>2 市長は、事業者が第5条の規定に違反していると認められた場合は、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。</p> <p>3 市長は、事業者が前項の規定による指導に従わない場合は、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。</p> <p>4 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。</p>
--	--

- 1 項ただし書の規定を第41条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第30条(第2項を除き、第1項ただし書の規定を第41条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第32条、第33条(第1項(第5項において準用する場合を含む。))を除く。)、第34条第2項若しくは第3項、第35条(第1項、第3項及び第5項を除く。)、第38条第2項、第41条(第4項及び第5項を除く。))若しくは第43条(第6項を除く。))の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第31条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第28条第3項若しくは第31条第3項において読み替えて準用する第30条第3項若しくは第4項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第42条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第27条第5項若しくは第6項若しくは第42条第3項において読み替えて準用する第23条から第25条まで若しくは第41条第7項若しくは第8項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第44条若しくは第45条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第18条から第20条まで、第23条から第26条まで、第27条第1項、第28条第1項若しくは第3項、第4条第1項から第3項まで若

<p>しくは第6項から第8項まで若しくは第43条第1項、第2項若しくは第5項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第31条第1項若しくは同条第2項において読み替えて準用する第28条第3項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第42条第1項若しくは同条第3項において読み替えて準用する第23条から第25条まで若しくは第41条第7項若しくは第8項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第45条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>4 委員会は、前2項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(委員会の権限の行使の制限)</p> <p>第149条 委員会は、前3条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第57条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。</p> <p>(苦情処理のための措置)</p> <p>第10条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(苦情の処理)</p> <p>第30条 市長は、個人情報の保護に関する苦情の申出があつたときは、公正かつ迅速に処理するよう努めなければならない。</p>	<p>第30条 市長は、個人情報の保護に関する苦情の申出があつたときは、公正かつ迅速に処理するよう努めなければならない。</p>

<p>2 市長は、前項による申出があつた場合において、個人情報保護のため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理) 第128条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p>
<p>(国等への要請) 第32条 市長は、個人情報の保護のため必要があるものと認めるときは国、他の地方公共団体及びその他の機関に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。</p>	<p>(地方公共団体等への支援) 第9条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(個人情報保護の適正な取扱いを確保するための措置) 第11条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>2 国は、第5章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め) 第166条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。</p>
<p>(他法令との調整等) 第33条 保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が、他の法令に定められている場合には、当該法令の定めるところによ</p>	<p>2 委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。 (他の法令による開示の実施との調整) 第88条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に関する事項が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で</p>

<p>る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報情報の開示については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 図書館その他これに類する市の機関において収集、保有されている個人情報で、市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例は適用しない。</p>	<p>開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 改正前の小金井市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第3項又は第7条第2項の規定によるその職務又は事務に関して知り得た改正前の条例第3条第1項第1号に規定する個人情報の内容を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条第1項の規定による個人情報等の保有の届出（議会及び土地開発公社の届出を除く。）をした個人情報ファイルについては、改正後の小金井市個人情報保護条例第3条第1項の規定による個人情報取扱登録簿に登録したものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行前に改正前の条例第16条、第17条、第18条又は第19条の規定による請求がされた場合における改正前の条例第3条第8号に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除又は中止については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為及び第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお</p>	<p>第176条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第8章 罰則</p>
<p>第35条 実施機関の職員もしくは職員であつた者、第27条第1項に規定する受託事務従事者もしくは</p>	<p>第176条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第8章 罰則</p>

けるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>は受託事務従事者であつた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録その他これらに類するものに記録されるもの又はされたものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。</p> <p>5 偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事している者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第177条 第143条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第178条 第144条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第181条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電</p>
--	---

磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 第153条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑

(2) 第182条 同条の罰金刑

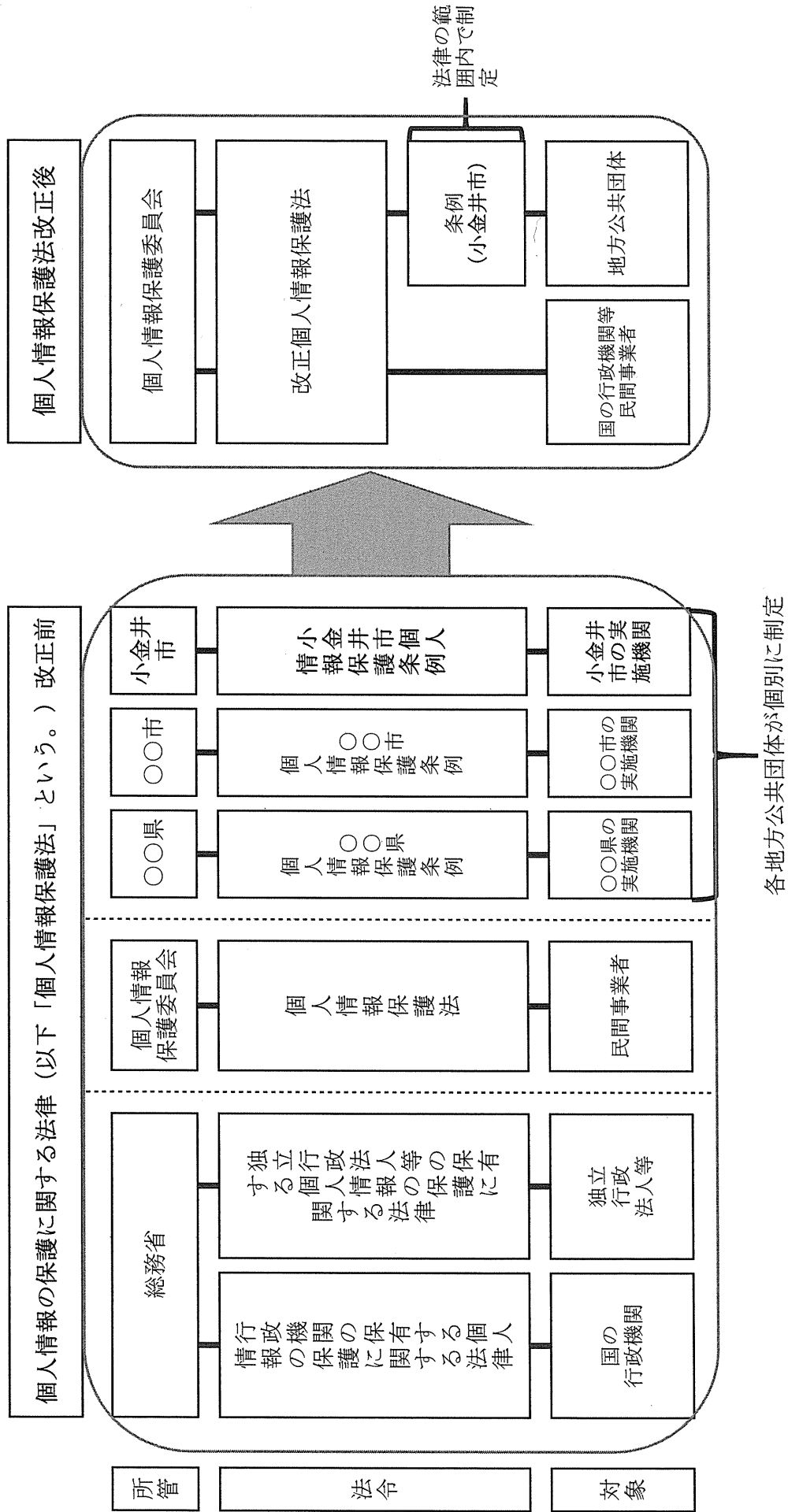
2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第30条第2項(第31条第3項において準用する場合を含む。)又は第56条の規定に違反した者

- | | |
|---|--|
| <p>(2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者</p> | |
|---|--|

個人情報保護制度改正の概要図



議案第68号

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月16日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

義務教育就学児に対する医療費助成を、高校生等まで拡大するため、本案を提出するものであります。

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例

第1条中「児童を」を「児童又は高校生等（以下「義務教育就学児等」という。）を」に、「児童に」を「義務教育就学児等に」に、「児童の」を「義務教育就学児等の」に改める。

第2条第4項中「児童」を「義務教育就学児等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「児童」を「義務教育就学児等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「児童」を「義務教育就学児等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条、第5条及び第6条中「児童」を「義務教育就学児等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成

27年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に改める。

別表第2の4の項特定個人情報の欄第7号中「小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に、「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改め、同表5の項特定個人情報の欄第7号中「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改め、同表6の項事務の欄中「小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に改め、同表7の項特定個人情報の欄第10号、同表8の項特定個人情報の欄第13号及び同表14の項特定個人情報の欄第11号中「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改める。

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例</u> (目的)</p> <p>第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童又は高校生等（以下「義務教育就学児等」という。）を養育している者に対し、義務教育就学児等に係る医療費の一部を助成することにより、義務教育就学児等の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>3 この条例において「義務教育就学児等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 義務教育就学児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない義務教育就学児等を監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人</p> <p>4 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である義務教育就学児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該義務教育就学児等は、当該父</p>	<p><u>小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例</u> (目的)</p> <p>第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「児童を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該</p>	<p>題名の変更</p> <p>対象者の拡大に伴う用語の整備</p>
<p>3 この条例において「義務教育就学児等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 義務教育就学児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない義務教育就学児等を監護し、かつ、その生計を維持する者 (3) 高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合の当該高校生等本人</p> <p>4 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である義務教育就学児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該義務教育就学児等は、当該父</p>	<p>2 この条例において「児童を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項第1号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該</p>	<p>対象者の拡大に伴う用語の定義の追加</p> <p>用語の整備、対象者の拡大に伴う用語の定義の追加及び項の繰り下げ</p> <p>用語の整備及び項の繰り下げ</p>

又は母のうちいずれか当該義務教育就学児等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 この条例にいう「父」には、母が義務教育就学児等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができ
る者（以下「対象者」という。）は、小金井市内に住所を
有する義務教育就学児等を養育している者であつて、そ
者が養育する義務教育就学児等の疾病又は負傷について、
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則
で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定に
より医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す
る義務教育就学児等を養育している者は、対象としない。

(1) } 省略
(3)

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する義務
教育就学児等について、市長に申請し、規則で定めるとこ
ろにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療
証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、義務教育就学児等の疾病又は負傷について国
民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関す
る給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に
要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法
令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとさ

児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、か
つ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚
姻の届出をしていないが、その母と事実上の婚姻関係と同
様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができ
る者（以下「対象者」という。）は、小金井市内に住所を
有する児童を養育している者であつて、その者が養育する
児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33
年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会
保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行
われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当す
る児童を養育している者は、対象としない。

(1) } 省略
(3)

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童
について、市長に申請し、規則で定めるところにより、こ
の条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を
受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法
又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行わ
れた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の
額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基
づきこれと異なる算定方法によることとされている場合

用語の整備
及び項の繰
り下げ

用語の整備

同上

同上

同上

れている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定による義務教育就学児等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
(小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)
- 3 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(平成27年条例第44号)の一部を次のように改正する。
別表第1の3の項中「小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小金井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に改める。

においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 省略

別表第2の4の項特定個人情報欄第7号中「小井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に、「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改め、同表5の項特定個人情報欄第7号中「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改め、同表6の項事務欄中「小井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例」を「小井市義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に、「よる義務教育就学児」を「よる義務教育就学児及び高校生等」に改め、同表7の項特定個人情報欄第10号、同表8の項特定個人情報欄第13号及び同表14の項特定個人情報欄第11号中「義務教育就学児医療費助成関係情報」を「義務教育就学児等医療費助成関係情報」に改める。

議案第68号資料2

高校生等医療費助成事業の概要

1 東京都の医療費助成制度概要

(1) 内容

義務教育就学児及び高校生等が健康保険適用で医療機関を受診する際に、養育者が医療機関に支払う3割の自己負担分のうち、通院1回当たり200円を除く額を市が助成する。

(2) 制度の基本的枠組み

ア 負担割合 都1/2 市1/2 (個別補助、事務費も同一割合)

※ 令和5年度～7年度の3年間は、高校生等医療費助成事業については都10/10の負担割合

イ 所得制限 児童手当の所得制限に準拠

ウ 一部負担 通院1回当たり200円(上限額)は、本人負担

(3) 開始時期

令和5年4月1日

(4) 新たに助成対象となる者

ア 助成対象者

高校生等(※1)を養育している者(※2)であって、所得制限限度額未満のもの

※1 高校生等とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

※2 高校生等を養育している者とは、高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等。高校生等が何人からも監護されておらず市長が必要と認める場合は、当該高校生等本人(生活保護受給者等一部対象外有り)

イ 対象となる高校生等(見込み)

15～17歳の住民基本台帳登録人口(令和4年4月1日現在)2,757人のうち約1,440人

2 主なスケジュール

令和5年1月上旬 システム改修、制度周知及び申請書等の準備
～中旬

1月下旬 対象となる高校生等へ申請書等通知発送

2月 申請書受付開始

3月下旬 対象者へ医療証交付・発送

高校生等医療費助成事業の実施予定状況（26市）

令和4年11月30日現在

市町村名	開始時期	所得制限		一部自己負担	
		有り	無し	有り	無し
八王子市	令和5年4月	○	—	○	—
立川市	令和5年4月	○	—	○	—
武蔵野市	令和5年4月	—	○	—	○
三鷹市	令和5年4月	—	○	○	—
青梅市	令和5年4月	○	—	○	—
府中市	令和5年4月	—		—	
昭島市	令和5年4月	—	○	○	—
調布市	令和5年4月	—	○	—	○
町田市	令和5年4月	○	—	○	—
小金井市	令和5年4月	○	—	○	—
小平市	令和5年4月	○	—	○	—
日野市	令和5年4月	○	—	○	—
東村山市	令和5年4月	○	—	○	—
国分寺市	令和5年4月	—	○	○	—
国立市	令和5年4月	—	○	○	—
福生市	令和5年4月	—	○	○	—
狛江市	令和5年4月	○	—	○	—
東大和市	令和5年4月	○	—	○	—
清瀬市	令和5年4月	○	—	○	—
東久留米市	令和5年4月	○	—	○	—
武蔵村山市	令和5年4月	○	—	○	—
多摩市	令和5年4月	—	○	○	—
稲城市	令和5年4月	○	—	○	—
羽村市	令和5年4月	○	—	○	—
あきる野市	令和5年4月	—	○	—	○
西東京市	令和5年4月	—	○	○	—
合計	—	15	10	22	3

※ 小金井市は令和5年10月から所得制限無しの要件で実施検討中

議案第69号

損害賠償の額を定め、和解することについて

別紙のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和4年12月16日提出

小金井市長 白井 亨

(提案理由)

倒木による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものであります。

損害賠償の額を定め、和解することについて

1 和解する相手方

国分寺市在住 A氏

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、修繕費として2, 898, 000円を賠償する。
- (2) 相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。

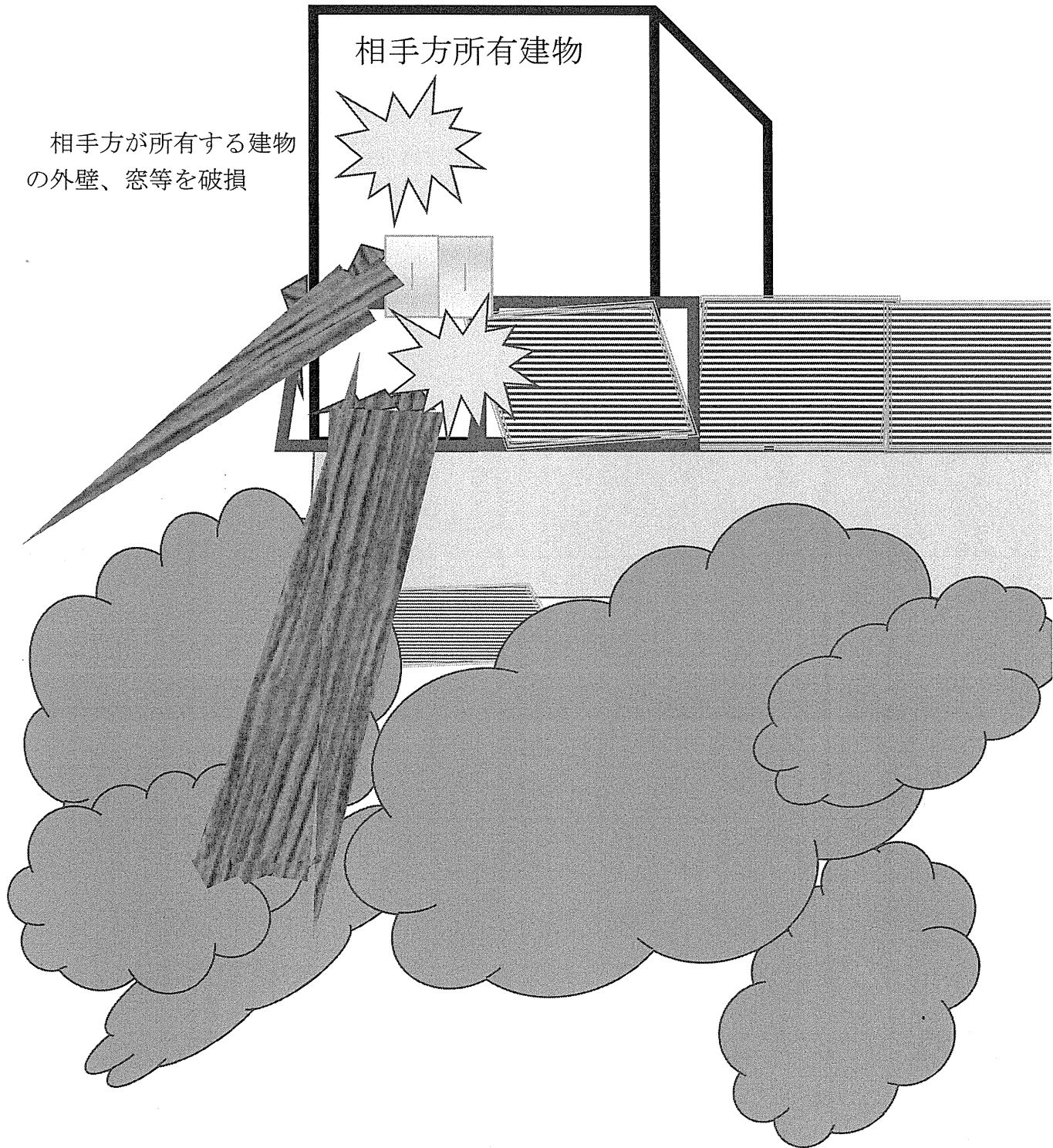
3 損害賠償額

金 2, 898, 000円

4 事故の概要

令和4年8月下旬頃、本市が管理する中町四丁目公共緑地（小金井市中町四丁目16番）において、緑地内の樹木が民家側に倒れ、相手方が所有する建物の外壁、窓等を破損した。

議案第69号資料



議案第70号

損害賠償の額を定め、和解することについて

別紙のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和4年12月16日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

学校管理下の負傷事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するものであります。

損害賠償の額を定め、和解することについて

1 和解する相手方

小金井市在住

A氏

B氏

C氏

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対して、治療費、通院交通費、傷害慰謝料及び将来治療費として3,374,272円を賠償する。
- (2) 市、相手方は、本件に関し、損害賠償額の他一切の債権債務のないことを相互に確認する。

3 損害賠償額

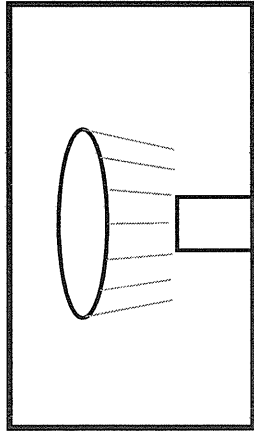
金 3,374,272円

4 事故の概要

平成23年11月10日（木）午前10時30分頃（休み時間）、小金井市東町四丁目25番6号小金井市立東小学校校庭において、校庭のバスケットコート付近で友人とかけっこをしていた相手方Aは、バスケットコートでシュートしたボールを取ろうと走り出した5年生児童と接触し、相手方Aはバランスを失い、その弾みでバスケットゴールの支柱に顔面から衝突し、負傷した。

5 市の責任

市は、バスケットゴール支柱に防護マットを設置していたが、当時小金井市立東小学校ではバスケットゴール支柱の防護マットが経年劣化により撤去されており、その後の安全対策がなされておらず、施設維持管理に落ち度があった。



Aはバランスを失い、バスケットゴール支柱に顔面から衝突
(バスケットゴール支柱の防護マットは経年劣化により撤去)

礼 友人

礼 A

5年生児童とAが接触

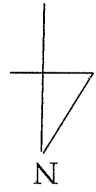
5年生児童は、ボールを取ろうと走り出す。

Aは、友人とかけっこ



5年生児童シュート練習

5年生児童



令和4年 第4回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

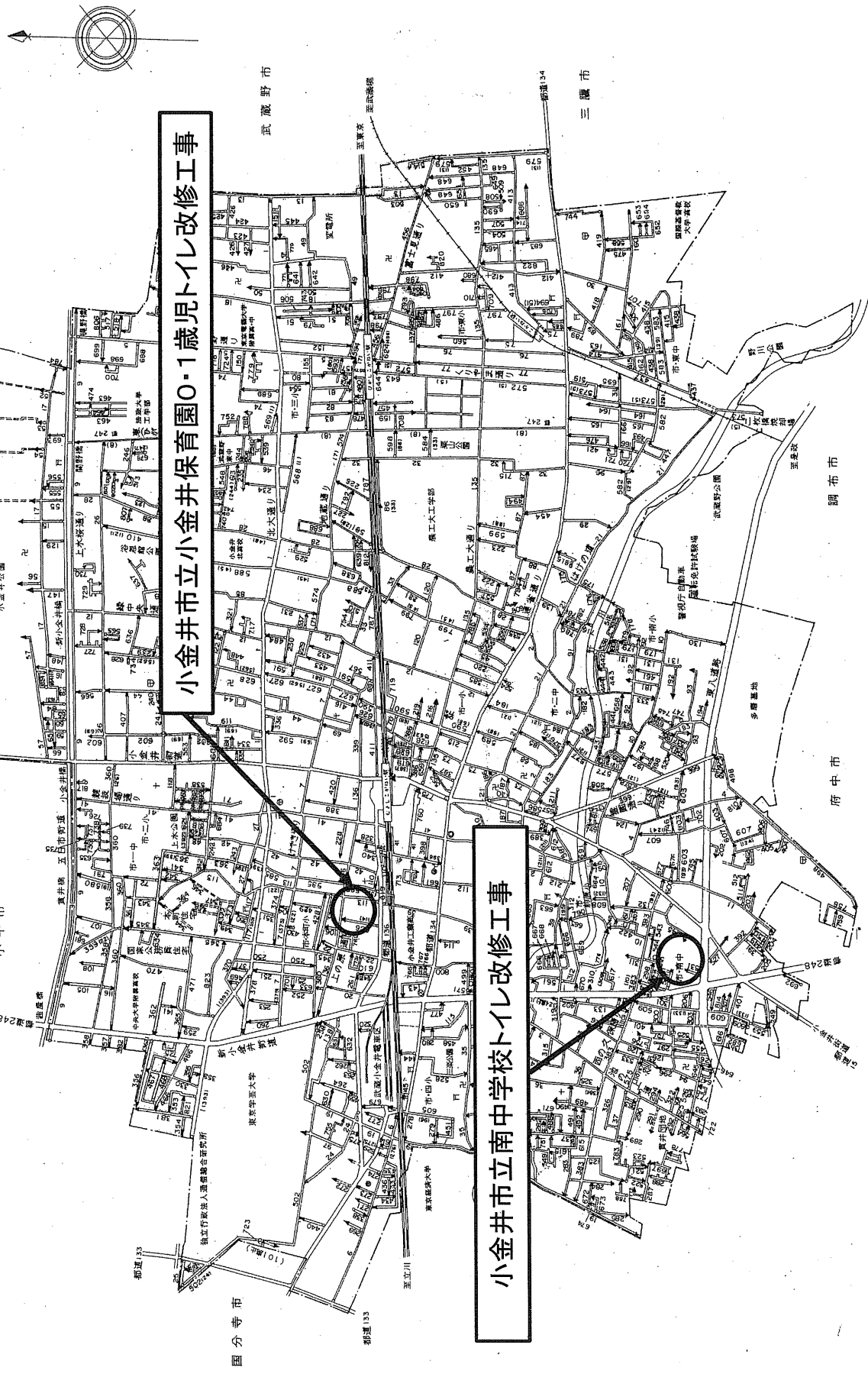
令和4年 8月 1日から
令和4年 10月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4121-0	令和4年 8月 4日	小金井市立南中学校トイレ改修工 事 シンワプラント(有)	11,000,000	令和4年 8月 5日から 令和4年10月21日まで	和便器の洋便器化改修(17基)	指名競争入札 8者	100
2	5814-0	令和4年10月14日	小金井市立小金井保育園0・1歳 児トイレ改修工 事 関建設工業(株)	11,627,000	令和4年10月17日から 令和4年12月23日まで	(1) 建築工事(トイレの内装全面改修) (2) 機械設備工事(トイレの内装全面改修に伴う機器及 び配管の更新) (3) 電気設備工事(トイレの内装全面改修に伴う照明コ ンセント設備の更新)	制限付一般競 争入札2者	5

進捗率は、令和4年11月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



小金井市立小金井保育園0・1歳児トイレ改修工事

小金井市立南中学校トイレ改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和4年 8月 1日から
令和4年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	5795-0	令和4年10月13日	特殊人孔耐震化工事 金澤建設(株)	14,773,000	令和4年10月14日から 令和5年2月13日まで	・特殊人孔耐震化工 ・矩形部 V=93.6㎡ V=23.0㎡ V=84.3㎡ L=12.0m L=30.0m L=60.6m L=125.0m L=45.3m L=11.9m N=6基 L=217.2m A=139.7㎡ A=74.2㎡ A=114.1㎡ A=50.5㎡	制限付一般競争入札2者	5
2	5839-0	令和4年10月14日	市道第787号線歩道拡幅工事 新発田建設(株)	18,810,000	令和4年10月17日から 令和5年3月17日まで	・床掘工(土砂) ・床掘工(路盤) ・埋戻工 ・L型擁壁工(H=1.0m) ・L型擁壁工(H=0.9m) ・L型擁壁工(H=0.8m) ・転落防止柵設置工 ・塙石工(一般部) ・塙石工(車乗入部) ・照明灯移設工 ・舗装切断工 ・舗装版取壊工 ・車道舗装工(35型) ・歩道舗装工(10型) ・歩道舗装工(19型)	制限付一般競争入札2者	10
3	6013-0	令和4年10月21日	小金井市市営住宅浴室等改修工事 (株)昭和未來	40,535,000	令和4年10月24日から 令和5年3月13日まで	(1) 建築工事(浴室及び洗面所の内装全面改修) (2) 機械設備工事(浴室及び洗面所の内装全面改修に伴う機器及び配管の更新) (3) 電気設備工事(浴室及び洗面所の内装全面改修に伴う照明コンセント設備の更新)	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	5
4	6035-0	令和4年10月24日	橋りょう長寿命化補修工事その1 新発田建設(株)	22,000,000	令和4年10月25日から 令和5年3月24日まで	・既設舗装撤去工 ・アスファルト舗装工 ・橋面防水工(膜系防水) ・路側工 両面A種-SF ・両面A種-舗装 ・薄層カラー舗装 ・区画線工 ・貼付路面標示工 ・道路附属物設置工 ・伸縮装置補修工 ・排水管設置工 車道用 歩道用 水抜きパイプ	制限付一般競争入札2者	5

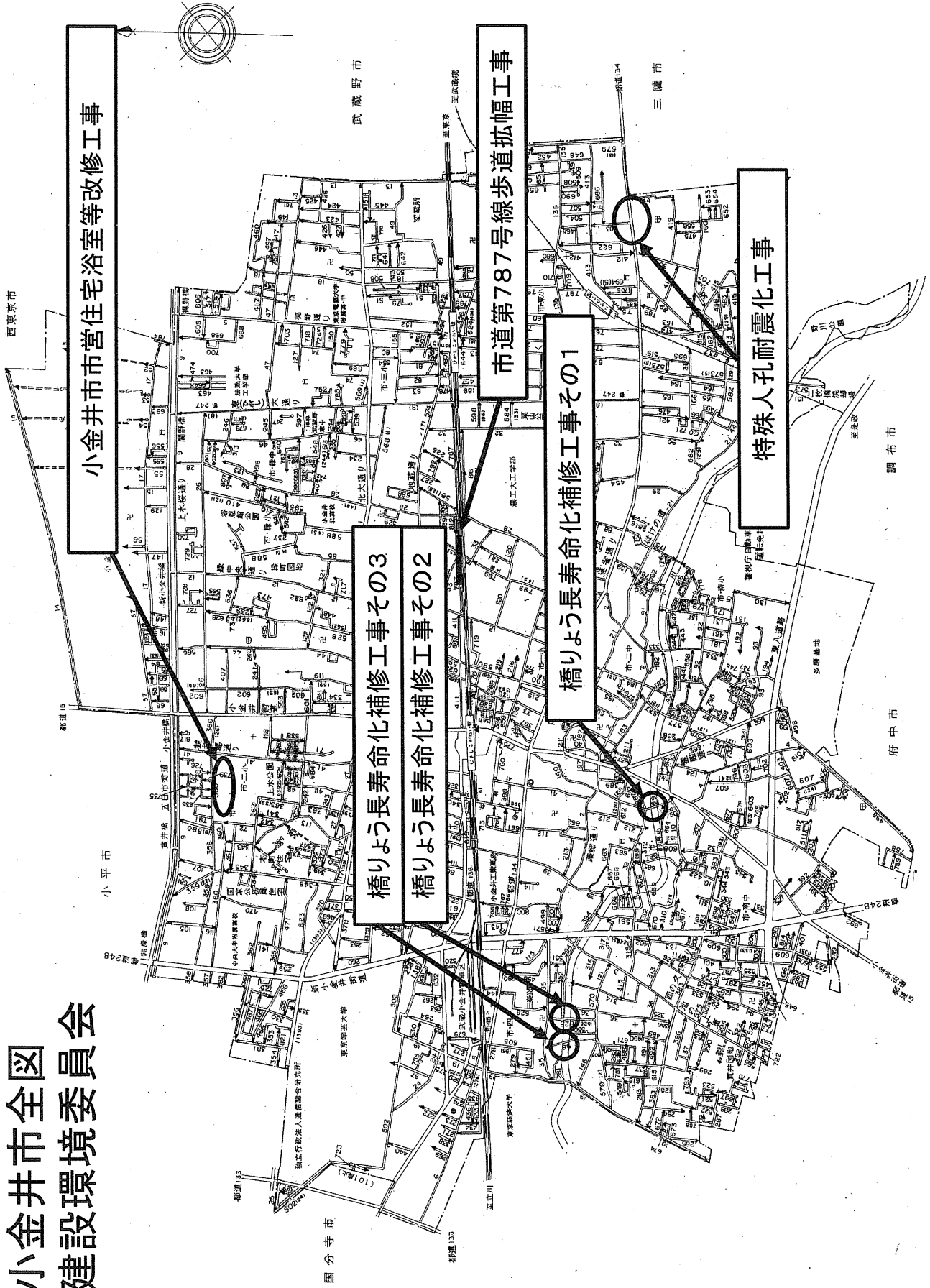
令和4年 8月 1日から
令和4年10月31日まで

建設環境委員会

契約番号	契約締結日	契約業者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
5	令和4年10月24日	橋りょう長寿命化補修工事その2 関建設工業(株)	13,750,000	令和4年10月25日から 令和5年3月24日まで	<ul style="list-style-type: none"> 既設舗装撤去工 アスファルト舗装工 区画線工 薄層カラー舗装 伸縮装置補修工 ひび割れ注入工 水切り設置工 <p>A= 80.2㎡ A= 80.2㎡ N= 1式 A= 3.0㎡ L= 18.5m N= 1式 L= 27.2m</p>	制限付一般競争入札1者	5
6	令和4年10月24日	橋りょう長寿命化補修工事その3 関建設工業(株)	11,000,000	令和4年10月25日から 令和5年3月24日まで	<ul style="list-style-type: none"> 既設舗装撤去工 アスファルト舗装工 伸縮装置補修工 ひび割れ注入工 <p>A= 70.2㎡ A= 70.2㎡ L= 15.2m N= 1式</p>	制限付一般競争入札2者	5

進捗率は、令和4年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会



小金井市市営住宅浴室等改修工事

市道第787号線歩道拡幅工事

特殊人孔耐震化工事

橋りょう長寿命化補修工事その3

橋りょう長寿命化補修工事その2

橋りょう長寿命化補修工事その1